

# 豊山町男女共同参画社会計画 第3次とよやまレインボープラン

(案)

令和4年3月  
豊山町

## 目 次

<b>第1章 計画の基本的な考え方</b>	.....
1 計画策定の趣旨・背景	.....
2 計画の位置づけ	.....
3 計画の期間	.....
4 国や県の動向	.....
<b>第2章 豊山町の男女共同参画を取り巻く現状</b>	.....
1 豊山町の現状	.....
2 町民アンケートからみられる現状	.....
3 第2次とよやまレインボープランの取り組み内容	.....
<b>第3章 プランの基本的な考え方</b>	.....
1 基本理念	.....
2 重点目標	.....
3 プランの体系	.....
<b>第4章 施策の展開</b>	.....
重点目標1 男女共同参画社会の実現に向けた意識啓発の促進	.....
重点目標2 あらゆる分野における男女共同参画の推進	.....
重点目標3 誰もが安心して暮らせる社会づくり	.....
重点目標4 計画の推進	.....
<b>参考資料</b>	.....

# 計画の基本的な考え方

## 1 計画策定の趣旨・背景

豊山町では、平成11年に施行された男女共同参画基本法に基づき、平成14年3月に豊山町男女共同参画社会計画「とよやまレインボープラン～個性を生かした社会づくり～」（平成14年度～平成23年度）を策定し、その後、平成24年3月に豊山町男女共同参画社会計画「第2次とよやまレインボープラン～男女共同参画の視点を活かした豊かなまちづくり～」（平成24年度～令和3年度）を策定し、男女が個性を活かすことができる男女共同参画社会の実現に向けた施策を推進してきました。

国においては、平成28年に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（以下「女性活躍推進法」という。）が成立し、現在、地方自治体を含む各事業主には女性の活躍に向けた着実な取組が求められています。

しかし、一方で政治・経済・社会における様々な分野において政策・方針決定過程への女性の参画が少ないと、収入や正規雇用率など雇用分野における男女差が依然として大きいこと、仕事と子育て・介護等の両立の難しさなど、なお取り組むべき多くの課題があります。また、女性に対する暴力の根絶、ひとり親家庭の抱える困難の克服等、様々な生きづらさを解消して女性活躍を支える安全・安心な社会を構築していくことも重要です。

さらに、人生100年時代において、すべての女性が学業や仕事、子育て、地域活動への参加等、様々な役割を果たしながら、自ら多様な選択ができる社会の構築に向けた取組が引き続き求められます。

また、新型コロナウイルス感染拡大により、社会変動及び経済的打撃は社会的弱者の生活基盤を脅かしています。一方で、「新しい生活様式」等、人々の生活や暮らし方の見直しが進んでおり、事業所においても、多様で柔軟な働き方が広がりつつあります。

こうした動向を踏まえ、社会における多様な価値観の尊重、働き方・暮らし方の改革、男女共同参画のさらなる推進を進めていくために、家庭・地域・企業等のあらゆる場においての男女共同社会の実現に向けた課題を解決することが必要となっています。

この度、令和3年度をもって豊山町男女共同参画社会計画「第2次とよやまレインボープラン～男女共同参画の視点を活かした豊かなまちづくり～」の計画期間が満了となることから、本町が男女共同参画社会の形成のために取組を主体的に進め、各種施策を総合的かつ計画的に推進していくため豊山町男女共同参画社会計画「第3次とよやまレインボープラン」を策定します。

## || 2 計画の位置づけ

- (1) 本プランは、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に基づく計画であり、本町の男女共同参画施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画です。
- (2) 本プランは、豊山町第5次総合計画のもと、他の関連計画との整合性を図っています。
- (3) 国の「第5次男女共同参画基本計画（令和3年度～令和7年度）」及び県の「あいち男女共同参画プラン2025（令和3年度～令和7年度）」と整合性に配慮した計画としています。
- (4) 本プランの一部は、「女性活躍推進法」第6条第2項に基づき、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画として位置づけます。

## || 3 計画の期間

本計画の計画期間は、令和4年度から令和13年度までの10か年とし、社会経済情勢の変化やプランの進捗状況等、必要に応じて見直しを行うものとします。

## 4 国や県の動向

### (1) 国の動向

国は、平成11年6月に「男女共同参画社会基本法」(以下「基本法」という。)を制定し、男女共同参画社会形成についての基本理念や国、自治体、国民の責務を明確にするとともに、男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国における最重要課題として位置づけています。この基本法に基づき、平成27年12月に「第4次男女共同参画基本計画」が閣議決定され、「男性中心型労働慣行等の変革と女性の活躍」を、男女ともに暮らしやすい社会を実現するために特に必要な要素として掲げ、さらに踏み込んだポジティブ・アクションの実行等を通じて積極的な女性採用・登用を進めることとしました。

また、平成28年4月に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(以下「女性活躍推進法」という。)が施行され、女性が希望に応じ職業生活で活躍できる環境を整備する新たな段階に入りました。

令和2年12月25日には「第5次男女共同参画基本計画～すべての女性が輝く令和の社会へ～」が閣議決定されました。その中で、経済社会環境や国際情勢の変化を踏まえた目指すべき社会として改めて以下の4つを提示し、その実現を通じて、基本法がめざす男女共同参画社会の形成の促進を図っていくとしています。

- ① 男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、公正で多様性に富んだ、活力ある持続可能な社会
- ② 男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会
- ③ 仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活、その他の社会生活、家庭生活を送ることができる社会
- ④ あらゆる分野に男女共同参画・女性活躍の視点を取り込み、SDGsで掲げられている包摂的かつ持続可能な世界の実現と軌を一にした取組を行い、国際社会と協調する社会

## (2) 愛知県の動向

---

愛知県は、平成13年3月に、県における男女共同参画社会の形成を促進するための基本となる計画「あいち男女共同参画プラン21～個性が輝く社会をめざして～」を策定しています。また、平成14年4月には、「愛知県男女共同参画推進条例」を施行し、男女共同参画社会を形成するための様々な施策を総合的・計画的に推進してきました。

その後、平成18年10月には「あいち男女共同参画プラン21」を改訂し、平成23年3月には「あいち男女共同参画プラン2011～2015～多様性に富んだ活力ある社会をめざして～」を策定し、男女共同参画社会の実現に向けて、着実に取組を進めてきました。

平成28年3月には、「あいち男女共同参画プラン2020～すべての人が輝き、多様性に富んだ活力ある社会をめざして～」を策定し、重点目標として「男女共同参画社会に向けての意識改革」、「あらゆる分野における女性の活躍の促進」、「安心して暮らせる社会づくり」を掲げ、男女共同参画社会の実現に向けて様々な取組を効果的に進めています。

令和3年3月に「あいち男女共同参画プラン2025」を策定し、愛知県の主要産業であるモノづくり産業を始め、様々な分野での女性の活躍促進を図るために、「女性の活躍」を3つの重点目標の冒頭に柱立てし、これまで以上に積極的に推進します。

また、防災分野における男女共同参画の視点が、ますます重要となっていることから、「男女共同参画の視点からの防災の取組」を基本的施策として明確に位置付け、さらに42項目の進捗管理指標を設定し、その実施状況について、毎年度、議会及び愛知県男女共同参画審議会へ報告するとともに、その結果を公表するものとしています。

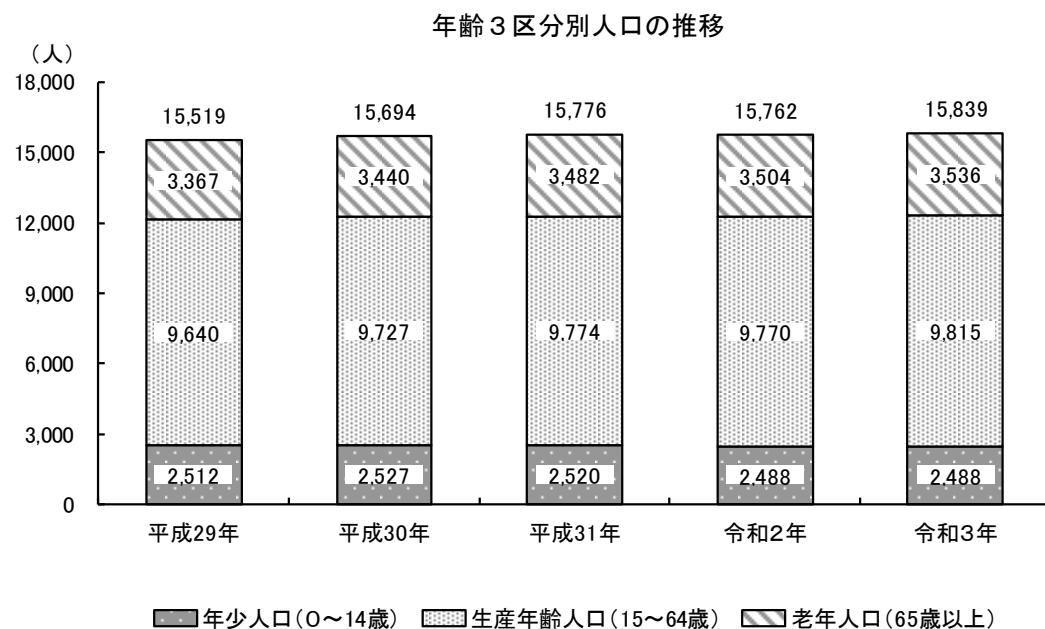
## 1 豊山町の現状

### (1) 人口・世帯

#### ① 年齢3区分別人口

本町の総人口は、平成29年から令和3年にかけて、令和2年で一度減少したものの、増加傾向になっており、平成29年の15,519人から、令和3年では15,839人となっています。

また、同時期の年齢3区分別人口をみると、生産年齢人口（15～64歳）や老人人口（65歳以上）では、平成29年から令和3年にかけて、増加傾向にあります。一方、年少人口（0～14歳）は平成30年から令和3年にかけて、減少傾向となっており、令和3年では2,488人となっています。

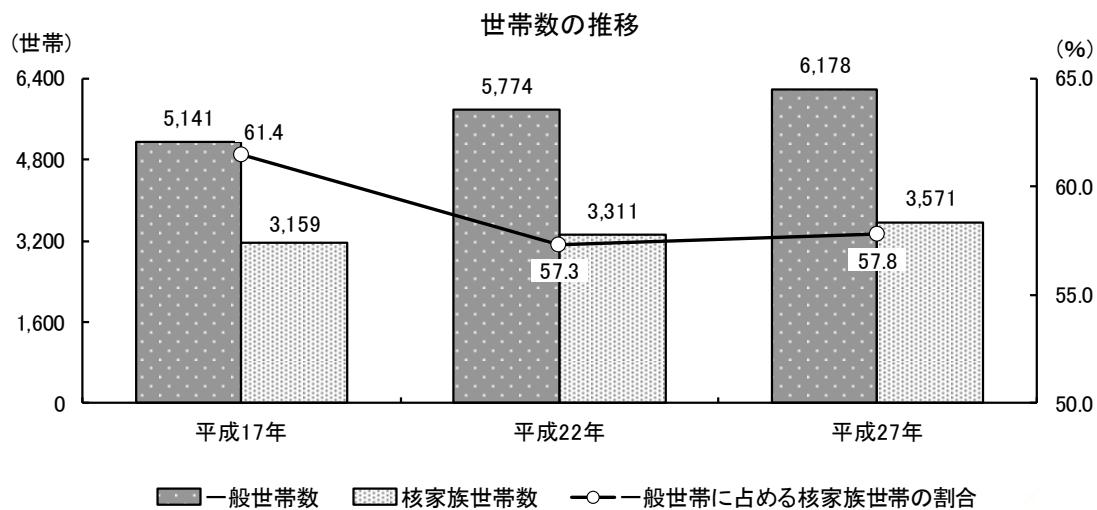


資料：総務省 住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査（各年1月1日現在）

## ② 世帯の状況

本町の世帯の状況をみると、人口が増加していることにより、一般世帯数、核家族世帯数も増加しており、平成27年には、一般世帯数は6,178世帯、核家族は3,571世帯となっています。

また、一般世帯に占める核家族世帯の割合は、平成27年で57.8%となっています。

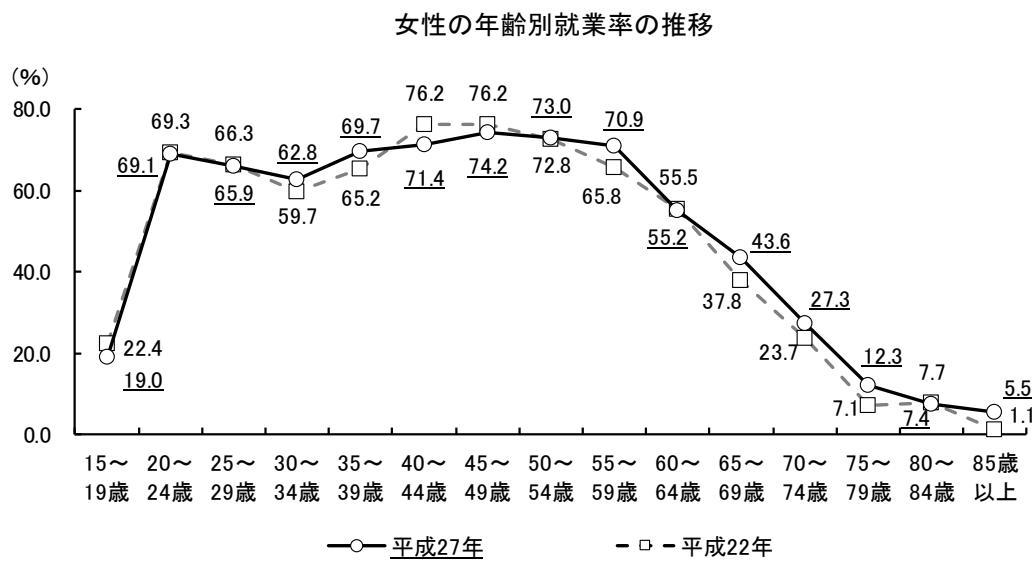


資料：国勢調査

## (2) 就業率

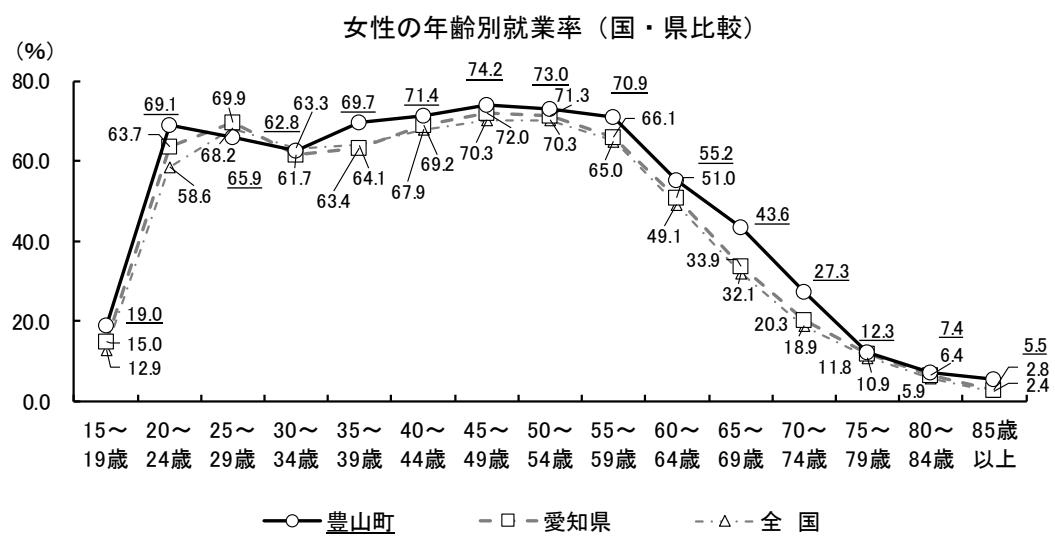
### ① 女性の年齢別就業率

本町の女性の年齢別労働力率をみると、出産・育児にあたる時期に落ち込み、その後再び増加するM字カーブを描いています。また30～39歳、50～59歳、65～79歳、85歳以上の世代で、平成22年よりも平成27年の数値が高くなっています。



## ② 女性の年齢別就業率（国・県比較）

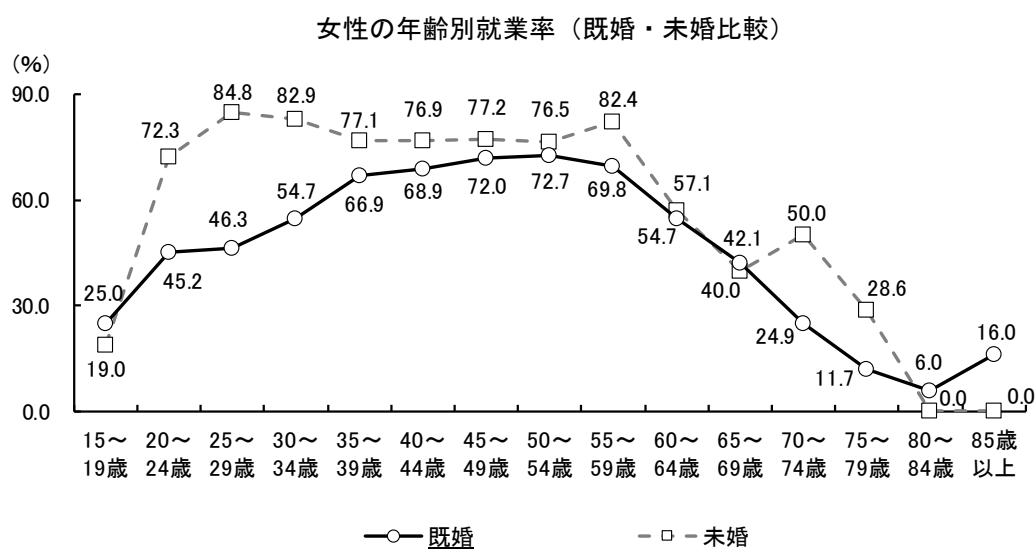
本町の女性の年齢別就業率を国・県と比較すると15～24歳、35歳以上の世代で、国・県よりも高くなっています。



資料：国勢調査（平成 27 年）

## ③ 女性の年齢別就業率（既婚・未婚比較）

本町の女性の年齢別就業率を既婚・未婚別にみると、主に20歳代から60歳代前半、70歳代にかけて未婚者に比べて既婚者の就業率が低くなっています。

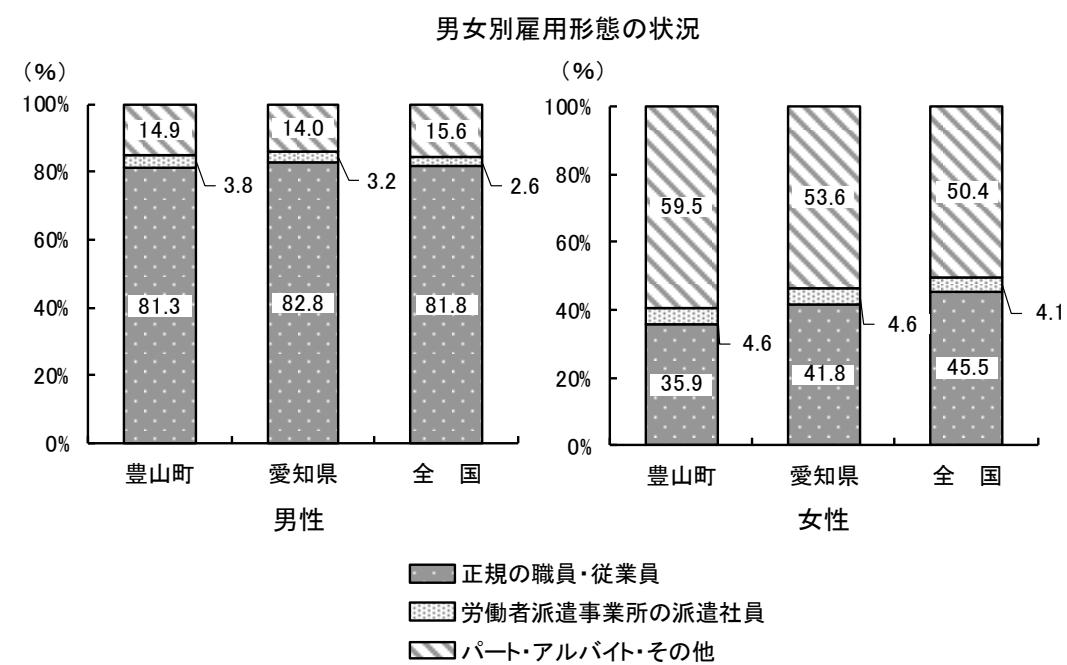


資料：国勢調査（平成 27 年）

#### ④ 男女別雇用形態の状況

本町の男女別雇用形態の状況をみると、男性の「正規の職員・従業員」の割合が国・県よりも低い一方、男性の「労働者派遣事業所の派遣社員」の割合が国・県よりも高くなっています。

女性では、「正規の職員・従業員」の割合が国・県よりも低い一方、「パート・アルバイト・その他」の割合が国・県よりも高くなっています。



資料：国勢調査（平成 27 年）

### (3) その他

#### ① 諸会議等における女性比率（豊山町）

本町の審議会、委員会などにおける女性委員の登用の割合は、36.4%となっており、県内でも高い水準を維持しています。また、最も比率が低いのは農業委員に占める女性の割合で、6.3%となっています。

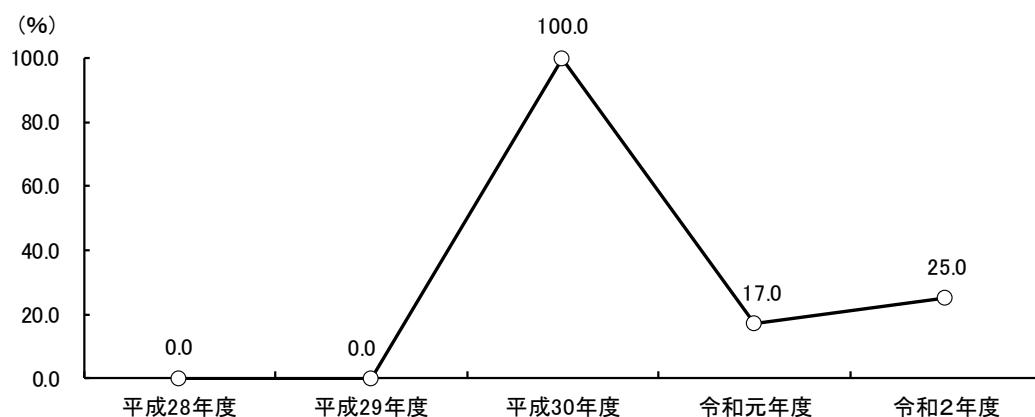
諸会議等における女性比率（豊山町）

	全数	うち女性	比率
町の審議会、委員会などにおける女性委員の登用の割合	209人	76人	36.4%
町役場の女性管理監督職（課長以上）の割合	19人	5人	26.3%
町役場の女性管理監督職（係長以上）の割合	35人	7人	20.0%
小・中・義務教育学校の管理職（校長、教頭）に占める女性の割合	8人	4人	50.0%
農業委員に占める女性の割合	16人	1人	6.3%
防災委員に占める女性の割合	23人	4人	17.4%

#### ② 男性職員の育児休業の取得率

本町の男性職員の育児休業の取得率をみると、平成29年度まで0.0%を推移していましたが、平成30年度には100.0%となっています。その後令和2年度では25.0%となっています。

男性職員の育児休業の取得率



資料：府内資料

## || 2 町民アンケートからみられる現状

### (1) 調査の概要

#### ① 調査の目的

本調査は、「第3次とよやまレインボープラン」を策定するにあたり、市民の意識や実態を把握し、基礎資料を得ることを目的として調査を実施したものです。

#### ② 調査対象

豊山町在住の16歳以上の方、豊山町内の事業所を無作為抽出

#### ③ 調査期間

令和3年8月18日から令和3年8月31日

#### ④ 調査方法

郵送による配布・回収

#### ⑤ 回収状況

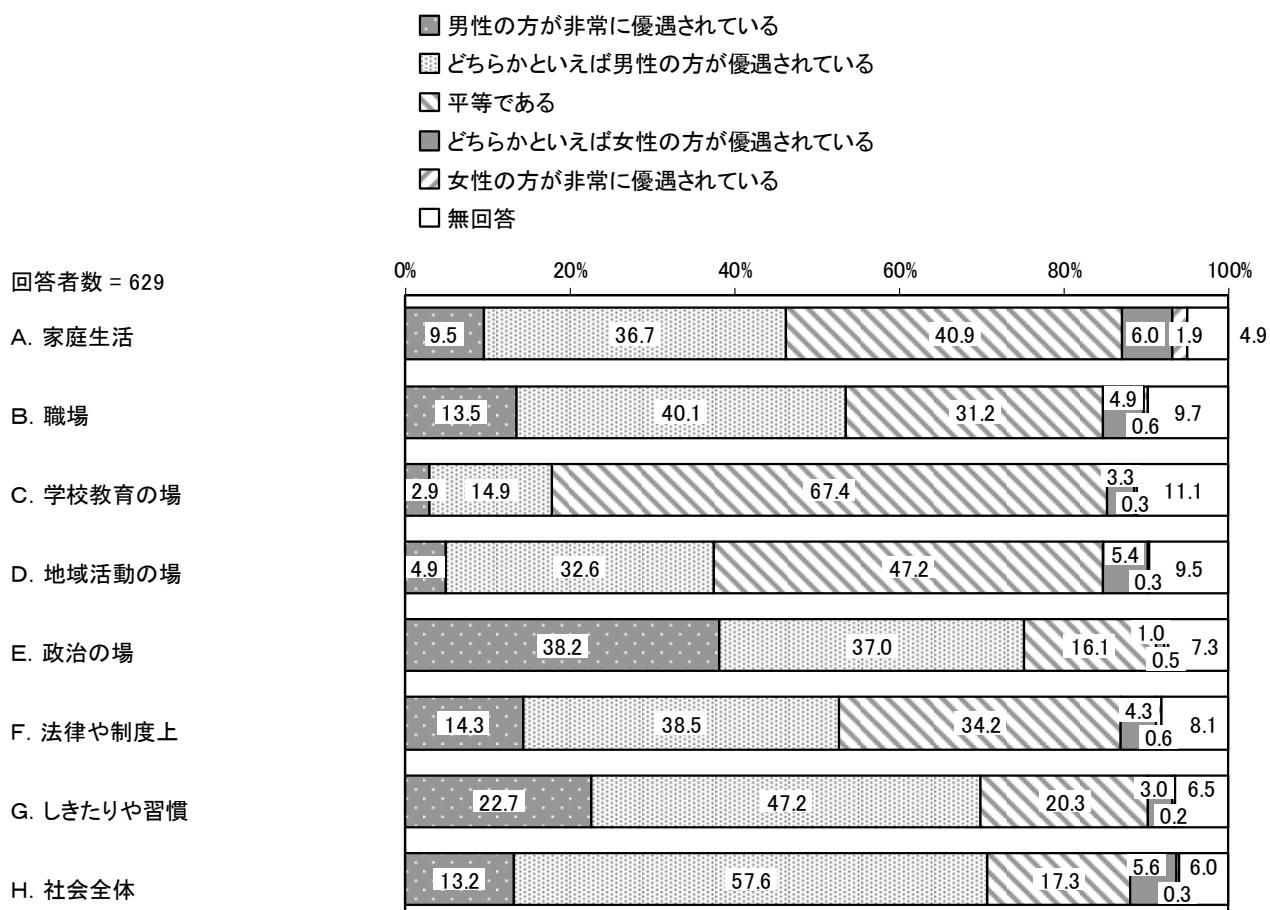
分類	配布数	有効回答数	有効回答率
町民	2,000 通	629 通	31.5%
事業所	300 通	88 通	29.3%

## (2) アンケート調査結果の概要

### ① 分野別の男女の地位について

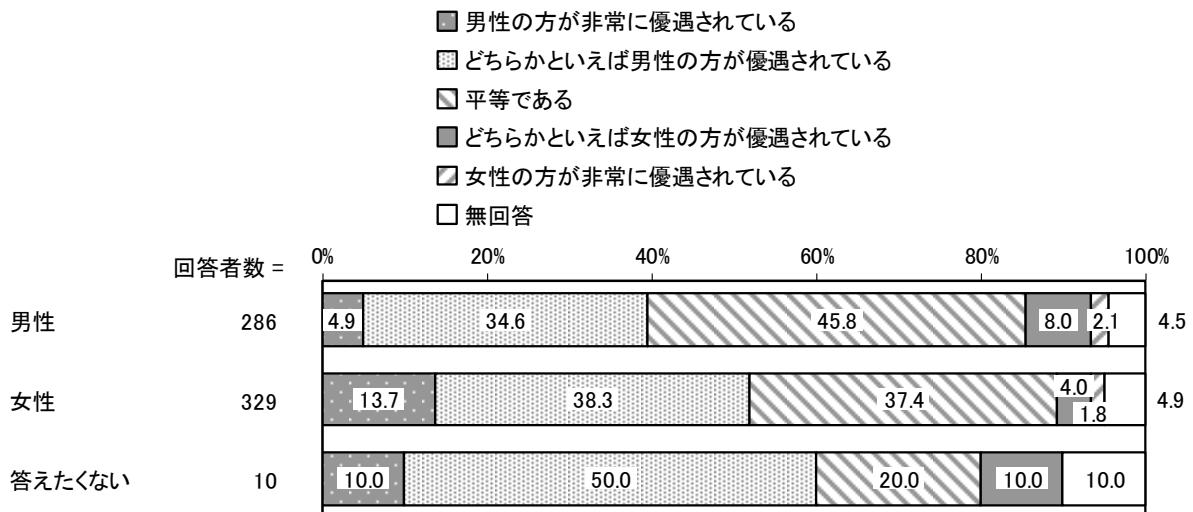
『E. 政治の場』『G. しきたりや習慣』『H. 社会全体』で「男性の方が非常に優遇されている」と「どちらかといえば男性の方が優遇されている」をあわせた“男性の方が優遇されている”の割合が高くなっています。また、『C. 学校教育の場』で「平等である」の割合が高くなっています。

#### 分野別の男女の地位について



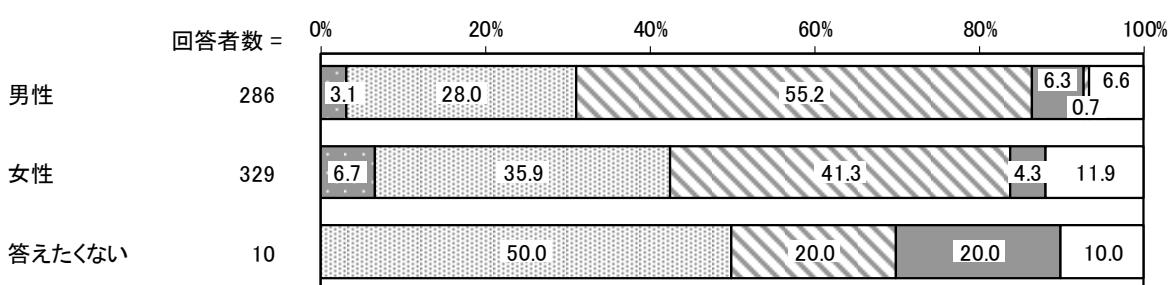
## I. 家庭生活

性別でみると、男性に比べ、女性で「男性が優遇されている」と「どちらかといえば男性が優遇されている」を合わせた“男性が優遇されている”が12.5ポイント高くなっています。また、女性に比べ、男性で「平等である」が8.4ポイント高くなっています。



## II. 地域活動の場

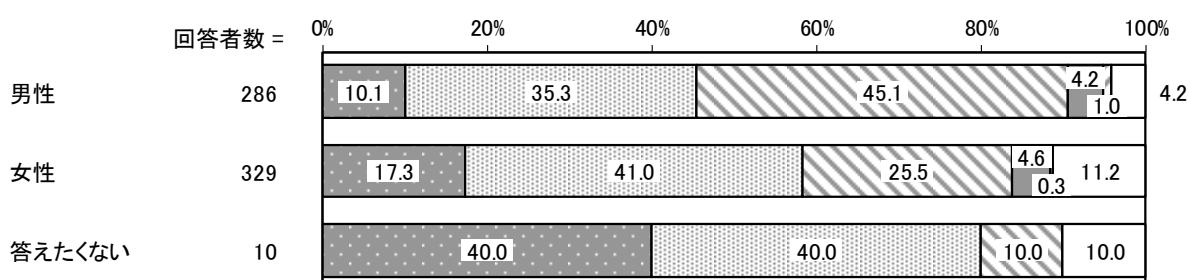
性別でみると、男性に比べ、女性で「男性が優遇されている」と「どちらかといえば男性が優遇されている」を合わせた“男性が優遇されている”の割合が、11.5ポイント高くなっています。また、女性に比べ、男性で「平等である」の割合が13.9ポイント高くなっています。



### III. 法律や制度上

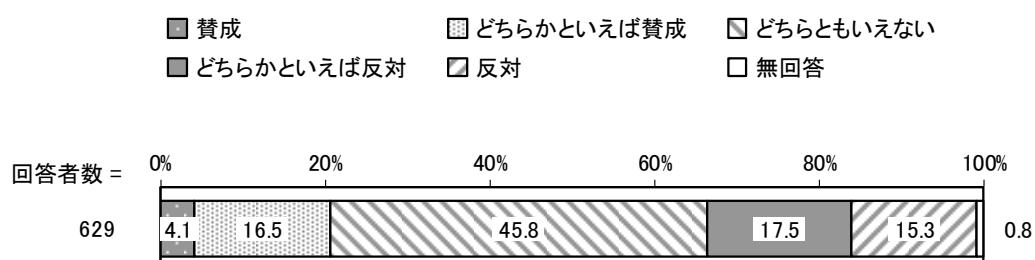
性別でみると、男性に比べ、女性で「男性が優遇されている」と「どちらかといえば男性が優遇されている」を合わせた“男性が優遇されている”の割合が10.9ポイント高くなっています。また、女性に比べ、男性で「平等である」の割合が15.1ポイント高くなっています。

- 男性の方が非常に優遇されている
- どちらかといえば男性の方が優遇されている
- 平等である
- どちらかといえば女性の方が優遇されている
- 女性の方が非常に優遇されている
- 無回答



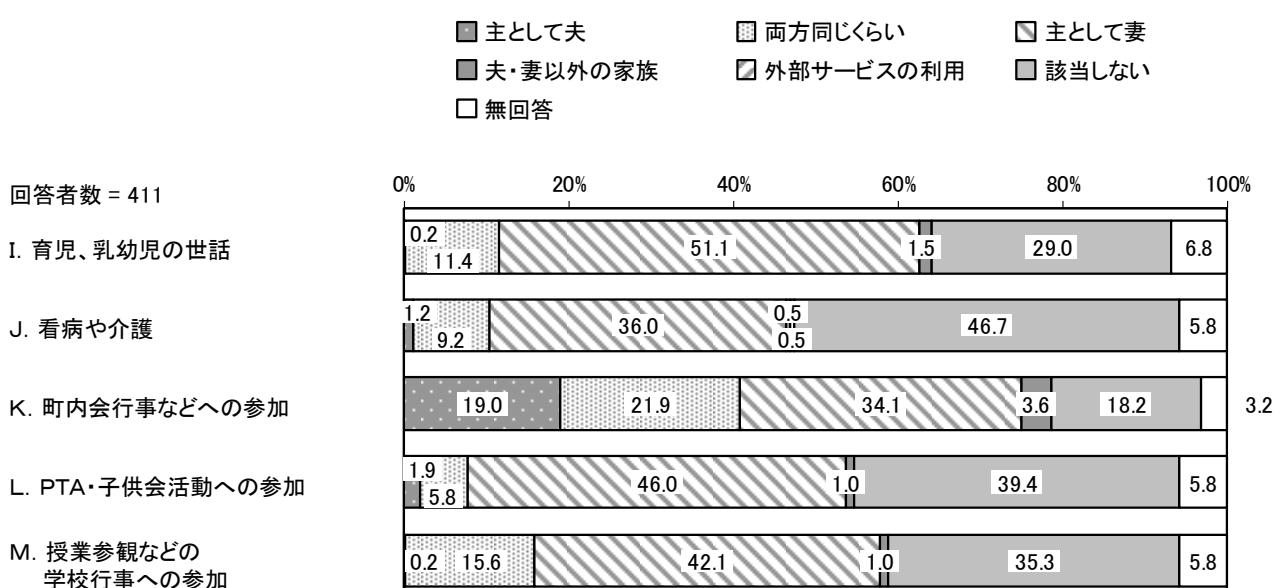
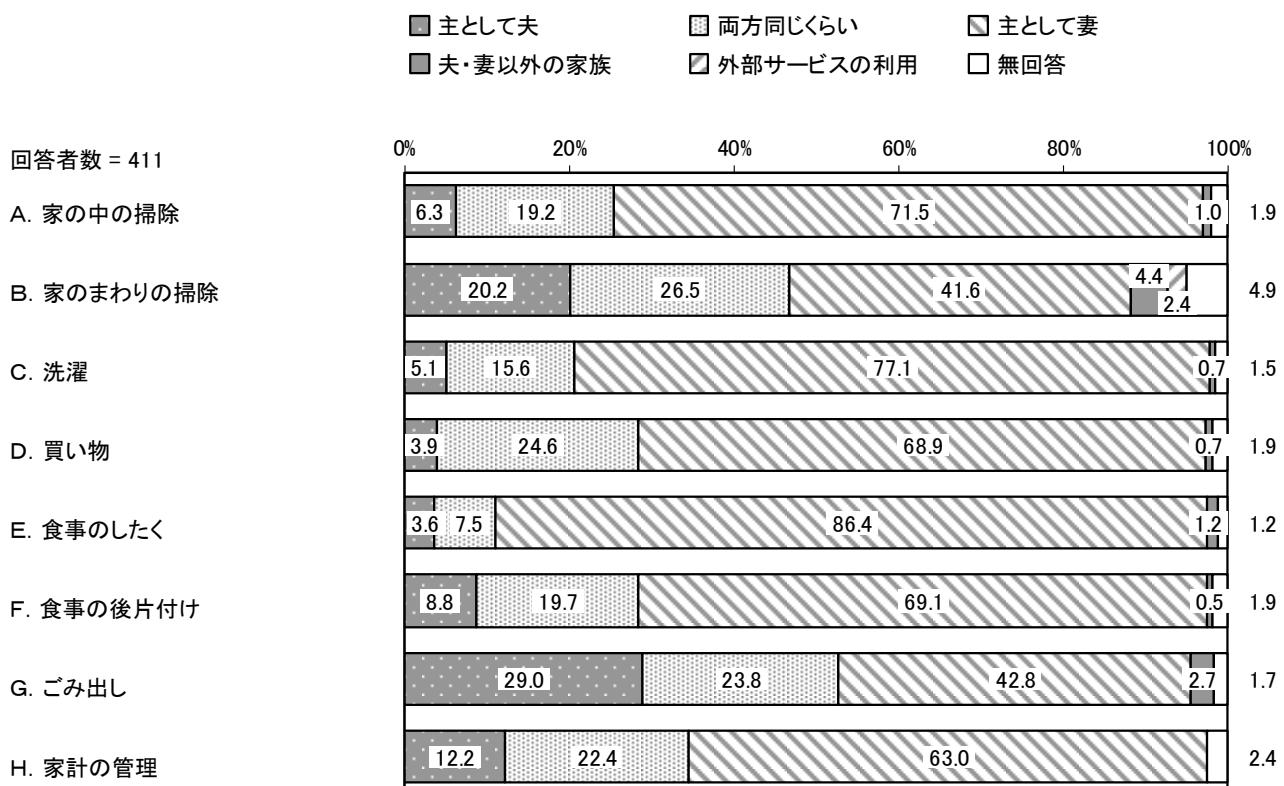
#### ② 「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」という考え方について

「賛成」と「どちらかといえば賛成」をあわせた“賛成”的割合が20.6%、「どちらともいえない」の割合が45.8%、「どちらかといえば反対」と「反対」をあわせた“反対”的割合が32.8%となっています。



### ③ 日常的な家庭・仕事などの役割分担について

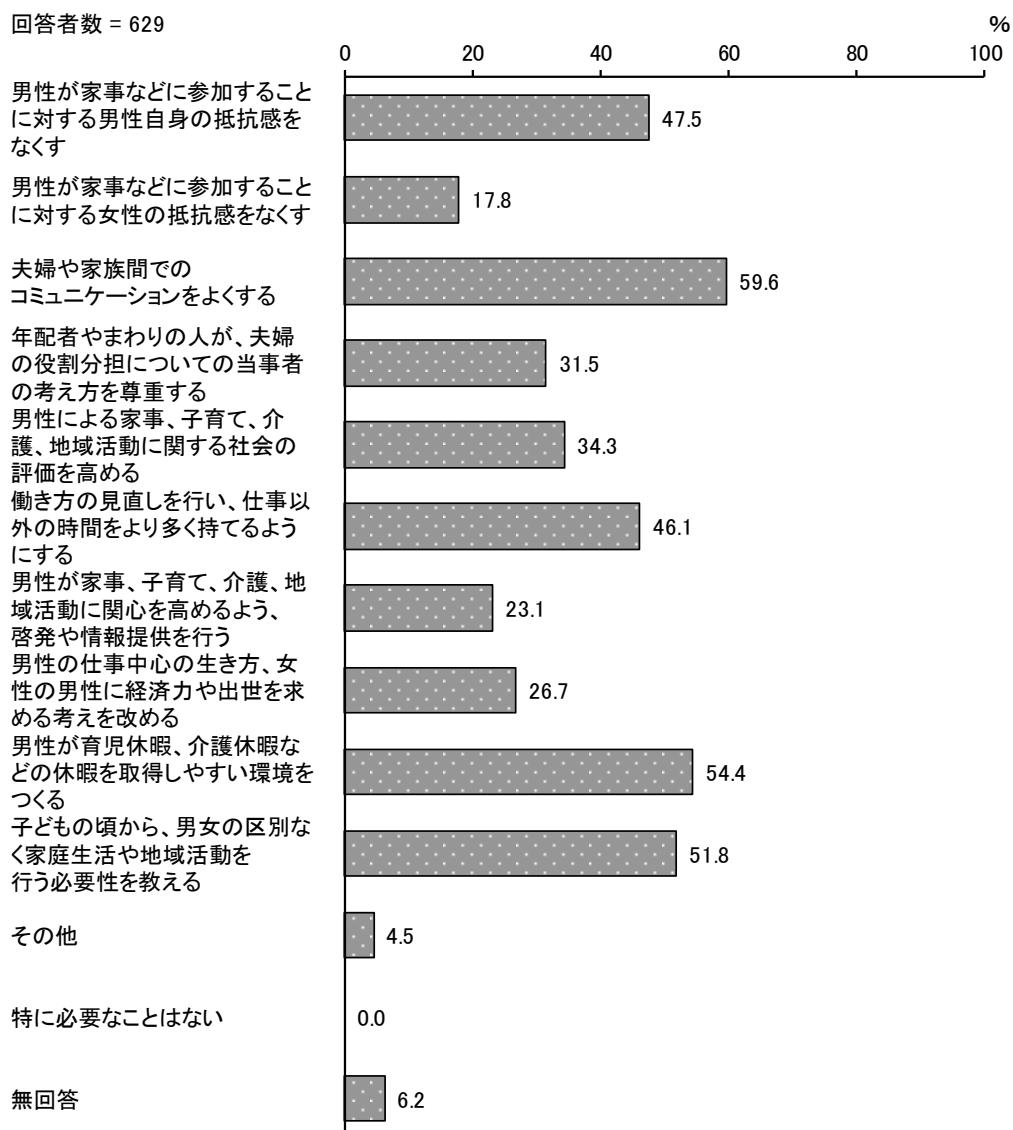
『B. 家のまわりの掃除』『G. ごみ出し』『K. 町内会行事などへの参加』で、「主として夫」の割合が高くなっています。また、『E. 食事のしたく』で「主として妻」の割合が高くなっています。



④ 今後、男性が女性とともに家事、子育て、介護、地域活動に積極的に参加していくために必要なことについて

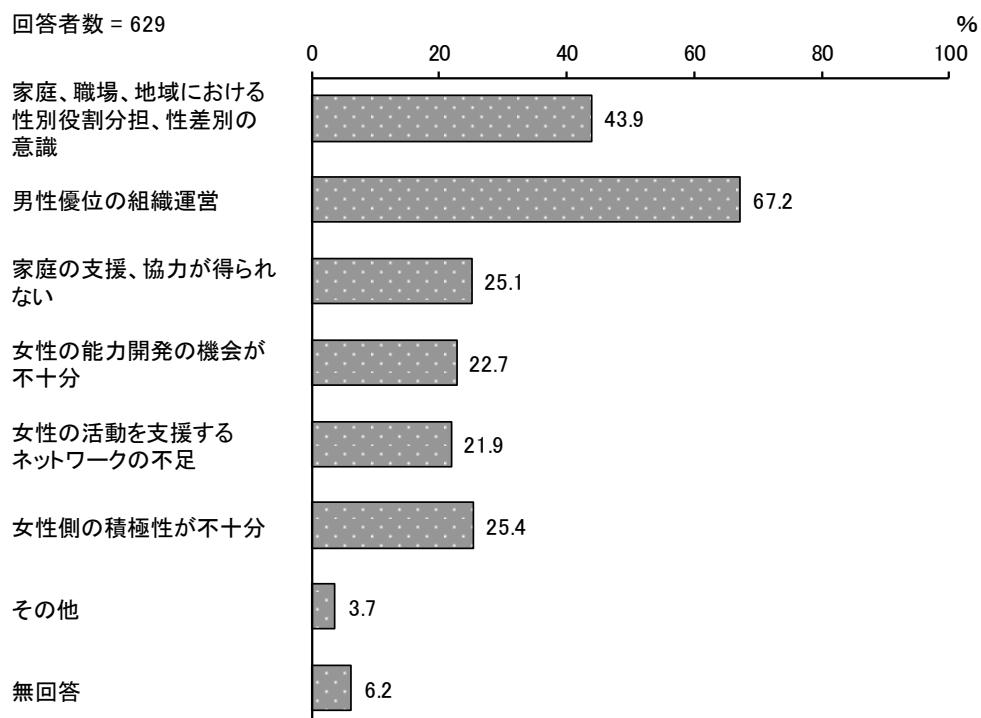
「夫婦や家族間でのコミュニケーションをよくする」の割合が59.6%と最も高く、次いで「男性が育児休暇、介護休暇などの休暇を取得しやすい環境をつくる」の割合が54.4%、「子どもの頃から、男女の区別なく家庭生活や地域活動を行う必要性を教える」の割合が51.8%となっています。

回答者数 = 629



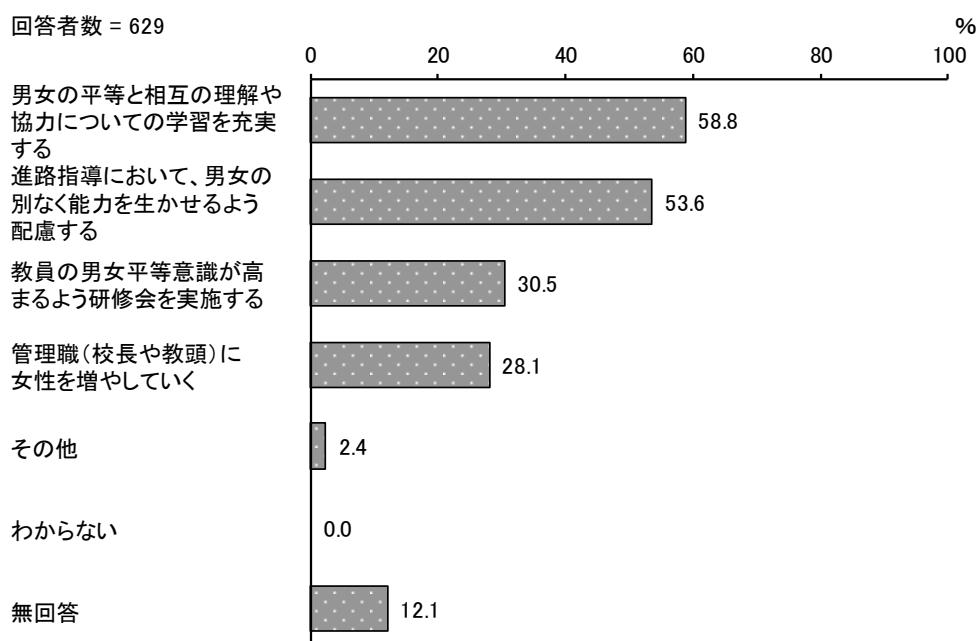
## ⑤ 政策の企画や方針決定の過程に女性の参画が進んでいない理由

「男性優位の組織運営」の割合が67.2%と最も高く、次いで「家庭、職場、地域における性別役割分担、性差別の意識」の割合が43.9%、「女性側の積極性が不十分」の割合が25.4%となっています。



⑥ 男女平等教育を推進するために学校教育の場でどのようなことが必要かについて

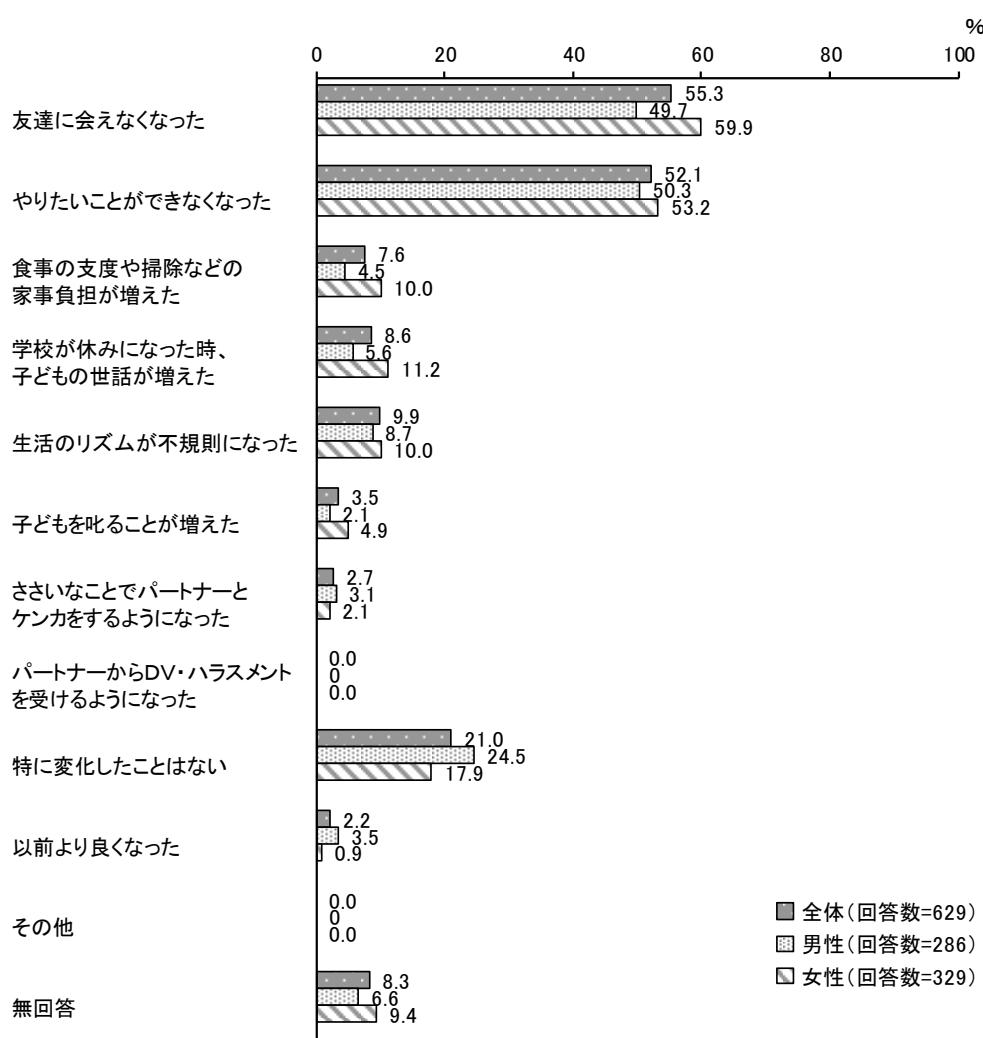
「男女の平等と相互の理解や協力についての学習を充実する」の割合が58.8%と最も高く、次いで「進路指導において、男女の別なく能力を生かせるよう配慮する」の割合が53.6%、「教員の男女平等意識が高まるよう研修会を実施する」の割合が30.5%となっています。



## ⑦ 新型コロナウイルス感染拡大の影響で、生活や行動に変化があったことについて

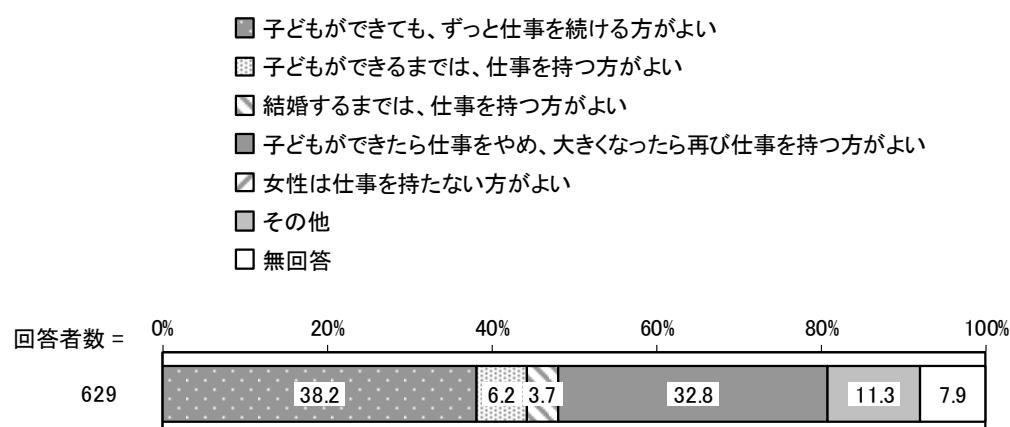
「友達に会えなくなった」の割合が55.3%と最も高く、次いで「やりたいことができなくなった」の割合が52.1%、「特に変化したことはない」の割合が21.0%となっています。

性別でみると、女性に比べ、男性で「特に変化したことはない」の割合が、男性に比べ、女性で「友達に会えなくなった」「食事の支度や掃除などの家事負担が増えた」「学校が休みになった時、子どもの世話が増えた」の割合が高くなっています。



## ⑧ 女性が仕事を持つことについて

「子どもができても、ずっと仕事を続ける方がよい」の割合が38.2%と最も高く、次いで「子どもができたら仕事をやめ、大きくなったら再び仕事を持つ方がよい」の割合が32.8%となっています。

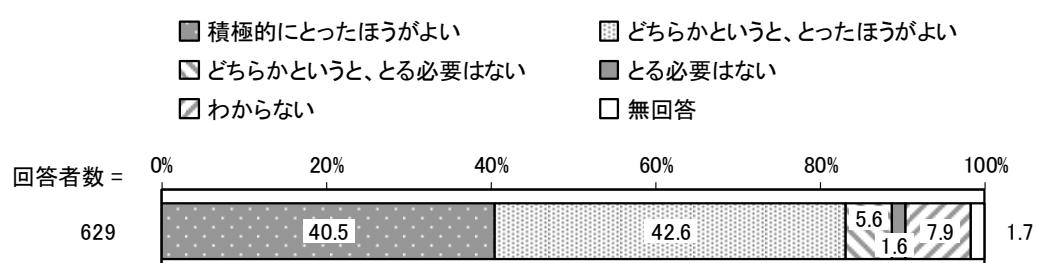


## ⑨ 男性が育児や介護で休みをとることについて

「どちらかというと、とったほうがよい」の割合が42.6%と最も高く、次いで「積極的にとったほうがよい」の割合が40.5%となっています。

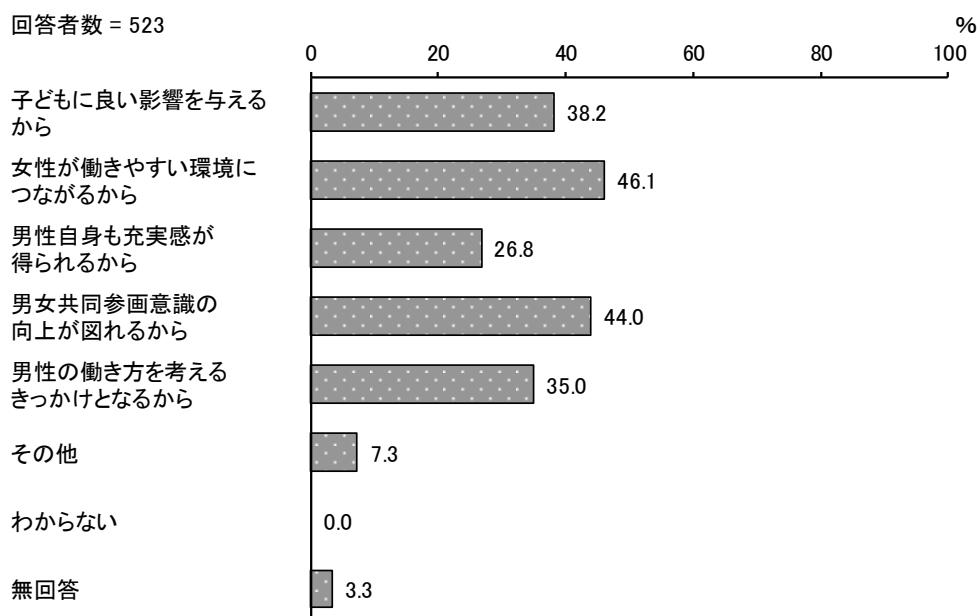
とったほうがよいと思う理由については、「女性が働きやすい環境につながるから」の割合が46.1%と最も高く、次いで「男女共同参画意識の向上が図れるから」の割合が44.0%、「子どもに良い影響を与えるから」の割合が38.2%となっています。

### 男性が育児や介護で休みをとることについて



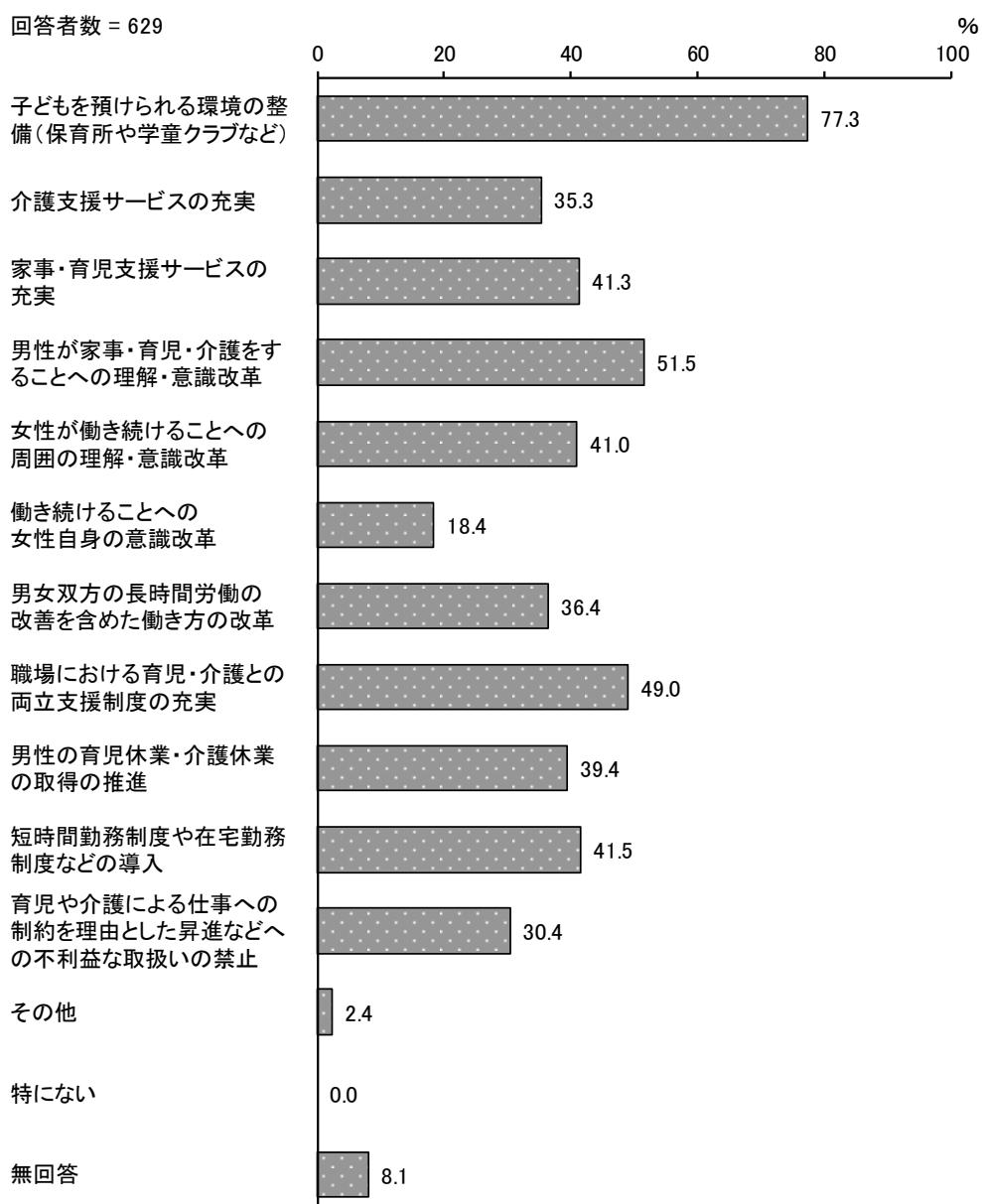
### とったほうがよいと思う理由

回答者数 = 523



⑩ 女性が出産後なども離職せずに働き続けるために、家庭・社会・職場において必要なことについて

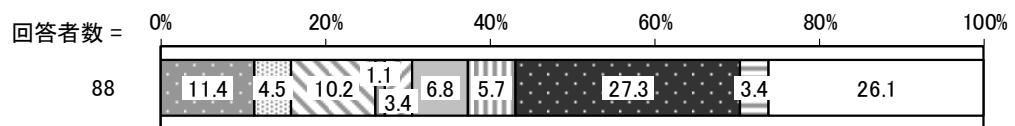
「子どもを預けられる環境の整備（保育所や学童クラブなど）」の割合が77.3%と最も高く、次いで「男性が家事・育児・介護をすることへの理解・意識改革」の割合が51.5%、「職場における育児・介護との両立支援制度の充実」の割合が49.0%となっています。



⑪ ワーク・ライフ・バランスを推進するためには、どのような取組が必要かについて（事業所）

「現状で問題はないので特段の取組は必要ない」の割合が27.3%と最も高く、次いで「社長などがリーダーシップを発揮してワーク・ライフ・バランスに取り組む」の割合が11.4%、「業務や会議の無駄を見直し、労働時間を短縮する」の割合が10.2%となっています。

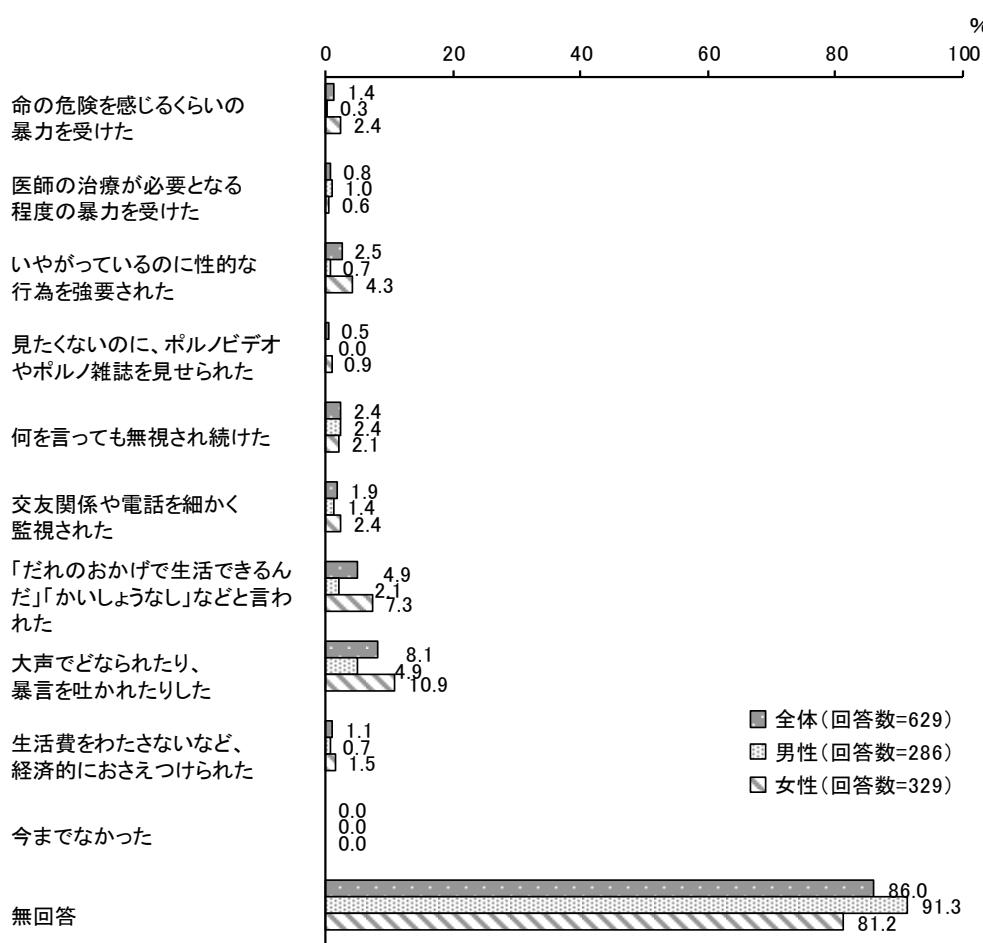
- 社長などがリーダーシップを発揮してワーク・ライフ・バランスに取り組む
- 管理職の意識改革を行う
- 業務や会議の無駄を見直し、労働時間を短縮する
- 育児や介護などの制度を充実し周知する
- 短時間勤務やリモート出勤など柔軟な働き方ができるようにする
- 従業員間の不公平感を解消する
- 育児や介護休業などを取得した場合の人や仕事の配分など対応策を検討する
- 現状で問題はないので特段の取組は必要ない
- その他
- 無回答



## ⑫ 配偶者や交際相手からのDV被害について

「無回答」の割合が86.0%と最も高く、次いで「大声でどなられたり、暴言を吐かれたりした」の割合が8.1%、「だれのおかげで生活できるんだ」「かいじょうなし」となどと言われた」の割合が4.9%となっています。

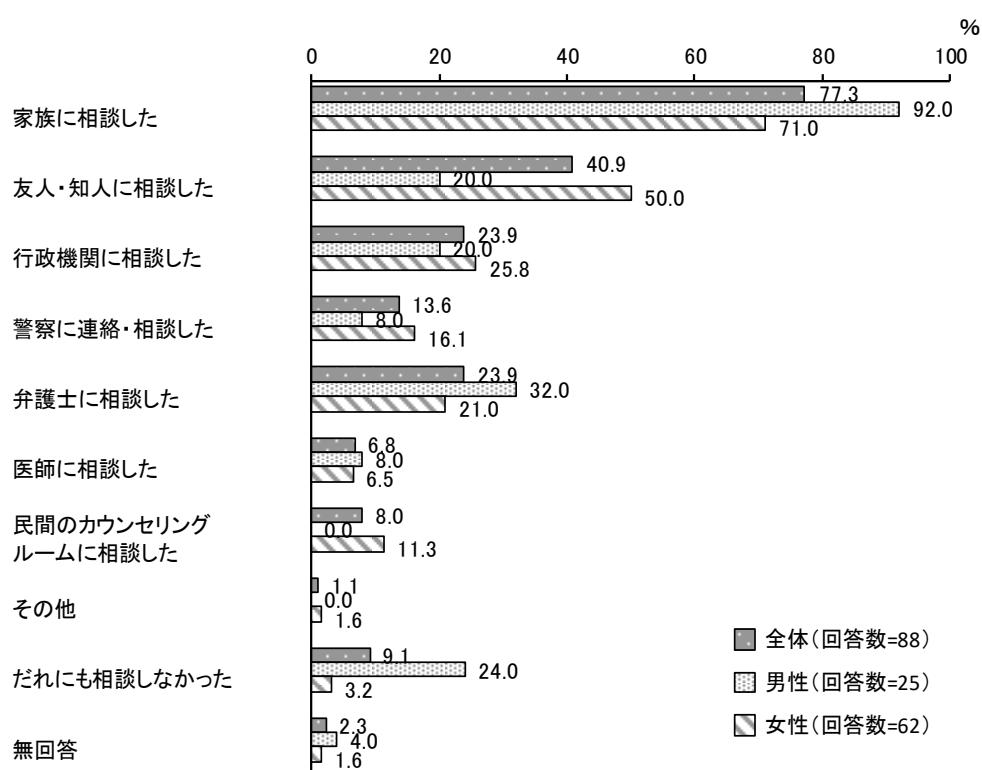
性別でみると、男性に比べ、女性で「大声でどなられたり、暴言を吐かれたりした」「だれのおかげで生活できるんだ」「かいじょうなし」となどと言われた」の割合が高くなっています。



### ⑬ 配偶者や交際相手からの何らかの被害にあった時の対処について

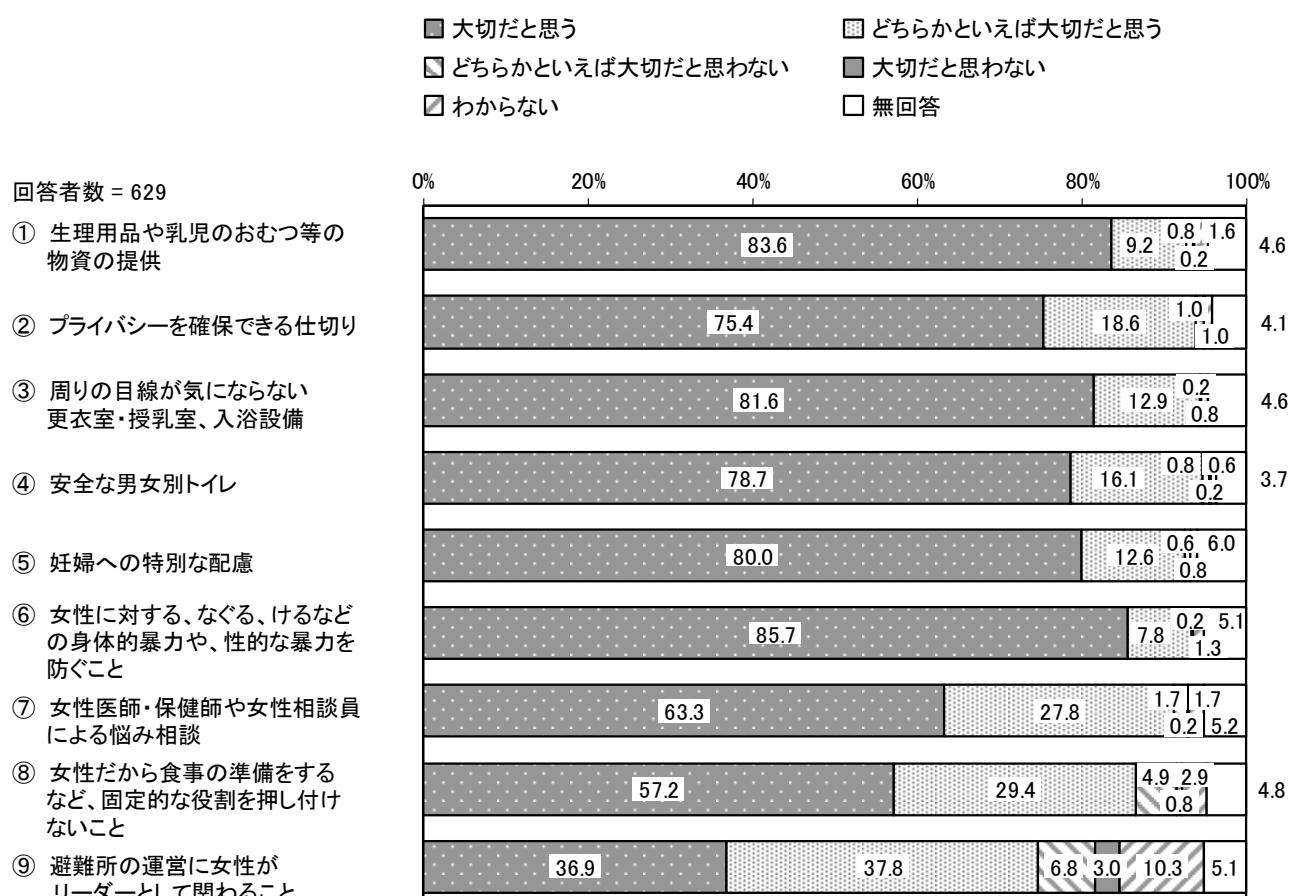
「無回答」の割合が86.0%と最も高く、次いで「大声でどなられたり、暴言を吐かれたりした」の割合が8.1%、「だれのおかげで生活できるんだ」「かいじょうなし」となどと言われた」の割合が4.9%となっています。

性別でみると、男性に比べ、女性で「大声でどなられたり、暴言を吐かれたりした」「だれのおかげで生活できるんだ」「かいじょうなし」となどと言われた」の割合が高くなっています。



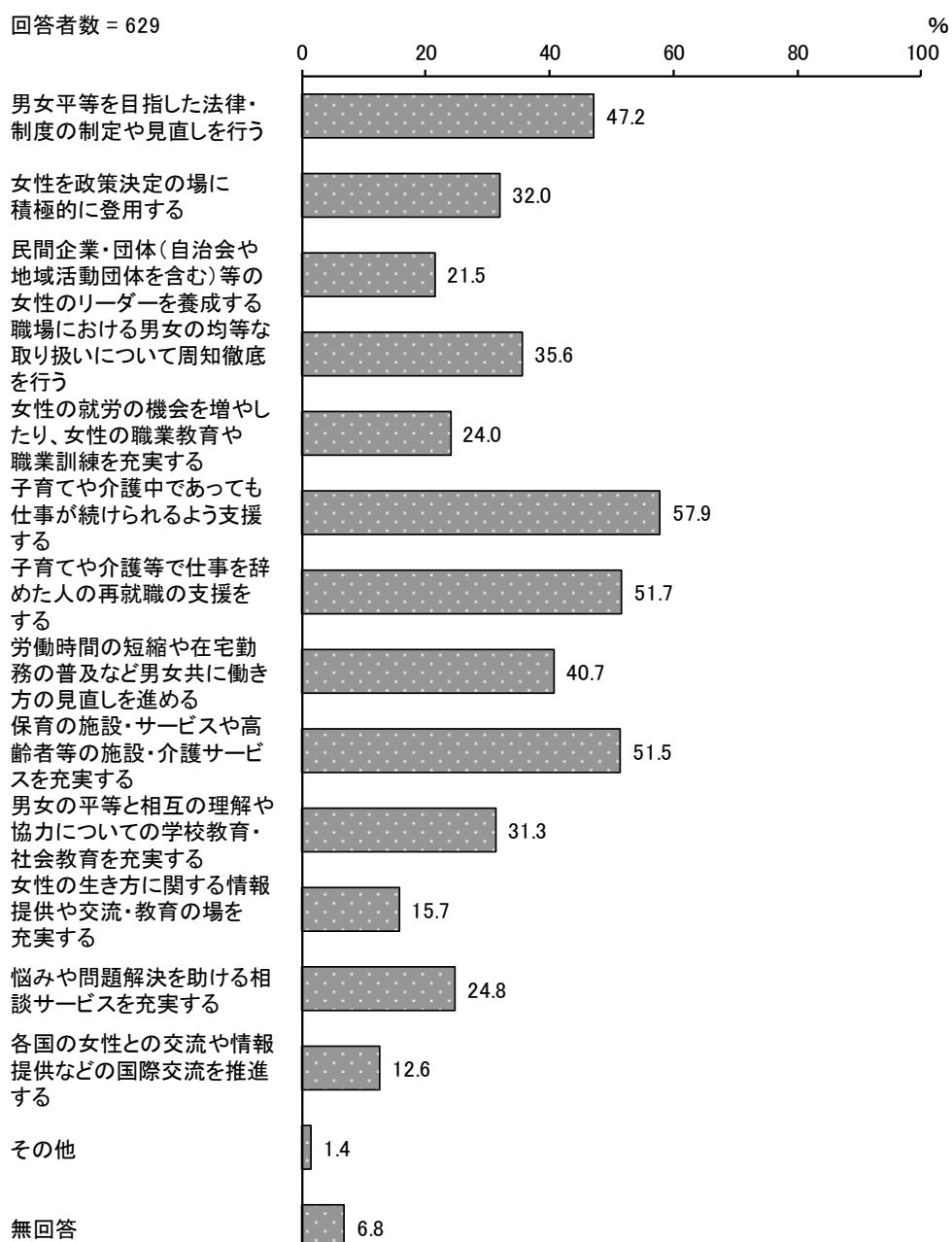
## ⑯ 災害時の避難所運営や避難所における女性への配慮について

『⑨ 避難所の運営に女性がリーダーとして関わること』で「大切だと思う」と「どちらかといえば大切な」と思うをあわせた“大切だと思う”的割合が低くなっています。



⑯ 男女共同参画社会の実現のために行政（国・県・町）は力を入れていくべき取組について

「子育てや介護中であっても仕事が続けられるよう支援する」の割合が57.9%と最も高く、次いで「子育てや介護等で仕事を辞めた人の再就職の支援をする」の割合が51.7%、「保育の施設・サービスや高齢者等の施設・介護サービスを充実する」の割合が51.5%となっています。



### 3 第2次とよやまレインボープランの取り組み内容

関係各課のヒアリングを通じて、現計画の取り組み内容を整理しました。

#### 「重点目標 I すべての人が暮らしありやすいまちづくり」について

第2次計画の方向性	基本的施策 1 男女共同参画の理解の促進 基本的施策 2 男性や子どもにとっての男女共同参画の推進 基本的施策 3 様々な困難を抱える人々への支援 基本的施策 4 政策・方針決定過程における男女共同参画
主に取り組んできたこと	<p><b>基本的施策 1 男女共同参画の理解の促進</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>男女共同参画の啓発の機会として、第2次レインボープラン開始の平成24年度から「レインボースクール」を毎年開催してきた。男女共同参画推進の効果的な啓発につなげるため、社会の情勢を踏まえたテーマ設定とし、幅広い層の市民が参加できるよう休日の午前中などに実施した。</li></ul> <p><b>基本的施策 2 男性や子どもにとっての男女共同参画の推進</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>職員の育児休業・介護休業の取得推進のため、制度の一覧表を作成し、説明会や庁内掲示板等で案内をしている。職場の繁忙期には、休暇・休業制度を利用したい旨を自ら申し出ることが難しいため、上司側からの呼びかけが必要である。</li><li>毎年2回土曜日に妊婦とその夫を対象とした講座をニューファミリー教室として開催し、夫婦で行う育児に関する講演会を行うことで、男性の育児参画への支援を行っている。</li><li>あかちゃん広場では、乳児とその保護者を対象に子育てに関する講演を行うことで、育児への積極的参加を促す支援を行っている。</li></ul> <p><b>基本的施策 3 様々な困難を抱える人々への支援</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>障がいを持つ未就学児童等と保護者に対して、療育支援を実施している。現在、母子通園施設は週1～2回の受入れを基本としている。より一人ひとりの成長に合わせた療育について検討する必要がある。施設名称については、「親子通園施設」など、性別等にとらわれない名称を軸に検討する。</li><li>福祉作業所の補助を継続的に実施してきた。社会福祉協議会と協議しながら福祉作業所の形態の見直しを検討している。</li><li>ひとり親家庭等の生活の安定と自立の促進に寄与し、児童の健全育成と福祉の増進を図るため、国の児童扶養手当、愛知県遺児手当に加え、町子ども福祉手当を支給している。</li></ul> <p><b>基本的施策 4 政策・方針決定過程における男女共同参画</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>女性職員の管理職は、令和3年度3名、令和2年度3名、令和元年度4名と、3～4名程度となっている。管理職となりうる世代において、女性職員が少ないことが要因である。</li><li>本町の審議会などへの女性委員の登用率は、令和2年4月1日現在で39.5%であり、愛知県下54市町村中で尾張旭市に次ぎ2番目の高さとなっていた。令和3年4月1日現在では36.4%であり、第4次総合計画で掲げる目標40.0%には達していないものの、県内でも高い水準を維持している。</li></ul>

## 「重点目標Ⅱ 健康で笑顔あふれるまちづくり」について

第2次計画 の方向性	<p>基本的施策5 家庭・学校における男女共同参画の推進          基本的施策6 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進          基本的施策7 女性や子どもに対する暴力の根絶          基本的施策8 生涯を通じた健康づくりの支援          基本的施策9 豊かな生活空間の構築</p>
主に取り組ん できたこと	<p><b>基本的施策5 家庭・学校における男女共同参画の推進</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成29年度から福祉課窓口に子育て支援員を配置し、子育て支援に関する情報の集約・提供、相談・助言等を実施している。児童センター・館や保育園、ファミリーサポートセンターなどにおいても子育てに関する相談に応じ、関連する機関とは緊密に連携をとって対応している。国の進める重層的支援事業の実施や、子ども家庭総合支援拠点の整備も踏まえて事業を進めていく必要がある。</li> <li>多忙を極める学校現場において、教職員向けの研修の時間を取りることは非常に難しい。「生命の安全教育」や男性の育児休暇の取得等を始め、男女共同参画に対する理解は深まりつつある。また、児童生徒と向き合うための教員の働き方改革の視点からも、会議等の精選が行われている。</li> </ul> <p><b>基本的施策6 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>広報等により、はぐみんカードを始め、子育て支援施策の周知に努めた。出生届に伴う児童手当等の手続きの際に、はぐみんカードの交付についても案内している。</li> <li>年度当初の待機児童ゼロを維持している。また、一時的保育、長時間保育、特に青山保育園は早朝・夕方の30分延長保育の実施により保護者のニーズに対応した。今後の課題は、年度途中の3歳未満児の保育ニーズへの対応、病児・病後児保育など多様な保育サービスの充実、老朽化した施設対応、感染症のまん延防止も踏まえたオンラインによる手続きの導入などである。3歳未満児の保育受入態勢の強化、病児・病後児保育など多様な保育サービスの充実、民間活力の活用も含めた老朽化施設対応、感染症のまん延防止も踏まえたオンラインによる手続きの導入について検討する。</li> <li>地域の住民が互いに子育てを助け合うことにより、他の子育て支援施策では補うことのできないニーズに対応している。</li> <li>保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生（放課後児童）に対し、授業終了後に放課後児童クラブ（なかよし会）において、遊び及び生活の場を提供し、健全育成を図っている。需要に応じて定員を拡大して対応している。今後の課題は、待機児童ゼロの維持と、学校敷地内における預かりやプログラムの充実を、放課後子ども教室と連携しながら検討していく必要がある。</li> </ul> <p><b>基本的施策7 女性や子どもに対する暴力の根絶</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>児童の虐待通報を受け、関係機関と連携して迅速に対応している。また、定期的に要保護児童対策地域協議会（代表者会議・実務者会議）を開催することで、要保護児童に関する情報・意見交換を実施している。今後の課題は、子ども家庭総合支援拠点を設置して県との効果的な役割分担・連携のもと、虐待などの通報に的確に対応していくことである。</li> </ul> <p><b>基本的施策8 生涯を通じた健康づくりの支援</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>健康・福祉フェスティバルの実施を通して、健康や健康福祉について学ぶ機会の提供を行うことができている。フェスティバルの開催方法、ボランティアの減少や活動している人たちの高齢化が課題となっている。健康への関心が低い方など、新たな層への働きかけを行っていく必要がある。</li> </ul> <p><b>基本的施策9 豊かな生活空間の構築</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>町内のバス路線について、青山地区からのエアポートウォーク名古屋へのアクセス強化や小牧市、北名古屋市コミュニティーバスの町内乗り入れなど、ニーズに合わせてタウンバスのルート見直しを実施してきた。</li> </ul>

### 「重点目標Ⅲ 地域の交流・絆を深めるまちづくり」について

第2次計画 の方向性	基本的施策 10 地域活動における男女共同参画の推進 基本的施策 11 地域の事業所との連携 基本的施策 12 協働によるまちづくりの推進
主に取り組ん できたこと	<p><b>基本的施策 10 地域活動における男女共同参画の推進</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・転入者に対して、住民課窓口で自治会加入に関するチラシを配布し、加入促進を図った。また、同意を得た転入者については、地区委員に対して、転入情報を提供した。自治会の加入率は平成 27 年度の 58.3% から令和 2 年度には 46.8% まで低下している。自治会加入率の低下や町民の地域協働意識の低下に伴い、役員の成り手不足や役員の高齢化等の問題が生じている。引き続き、転入者等に対して、加入促進に向けた取組を推進していく。また、講演会の開催等を通じて、自治会活動の必要性について行政側から積極的に PR していく。</li> </ul> <p><b>基本的施策 11 地域の事業所との連携</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・商工会に対し、各関係機関からの雇用に関する法令・制度について情報共有を行っているほか、町広報でも積極的に啓発を行っている。引き続き商工会に対し、各関係機関からの雇用に関する法令・制度について情報共有を行い、町内事業所への周知を図る。</li> </ul> <p><b>基本的施策 12 協働によるまちづくりの推進</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・年 3 回、地区委員会を開催し、地区委員から自治会活動に関する意見徴収を行った。また、平成 30 年度には、各地区を対象とした自治会に関するアンケート調査を実施した。アンケート結果については、各地区に情報提供するとともに、ホームページに掲載した。他地区の取組事例等を情報提供することで、地域活動の活性化を図った。警察署や消防署等と連携しながら、地区委員会等の機会を通じて、地域における犯罪・火災状況等についての情報提供を行っていく。</li> <li>・市民討議会議は、第 4 次総合計画における協働のまちづくりの重点目標の達成を目的として平成 23 年度から開始し、以後毎年実施している。平成 27 年度に市民討議会議を契機に発足したまちづくりセンターは、平成 28 年度に N P O 法人化した。平成 29 年度以降はまちサポートに市民討議会議の運営を委託しており、年齢性別を問わずだれもが議論しやすいような討議会議のプログラムづくりに努めている。</li> </ul>

### 「重点目標Ⅳ 計画の推進」について

第2次計画 の方向性	基本的施策 13 推進体制の整備・充実
主に取り組ん できたこと	<p><b>基本的施策 13 推進体制の整備・充実</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・関係部署の情報交換および意識啓発の場として、第 2 次レインボープラン開始の平成 24 年度からレインボー・ネットワーク会議を毎年開催してきた。当年度の取組の振り返りと、次年度に向けての課題、部署間で連携できる取組の確認などを議題を開催してきた。</li> <li>・県が主催する市町村男女共同参画行政担当者会議や、市町村ゼミナーの男女共同参画に関する講座などに出席し、情報収集をした。</li> <li>・男女共同参画の視点からの職員研修を年 1 回実施した。</li> </ul>

# プランの基本的な考え方

## 1 基本理念

本町では、豊山町第5次総合計画において、まちの将来像を『一人ひとりが輝く　暮らし豊かな　アーバンビレッジ』と定め、都市の利便さを備えつつ、大きな空や緑が広がる環境のもと、住民・事業者・行政など本町に関わるすべての人がいきいきと活躍できるまちづくりを進めています。

その将来像の実現に向けて、「住民と行政がともに考えともにつくる信頼のまち」をひとつのかたづけまちづくり目標として、あらゆる差別や偏見をなくし、すべての人が個人として尊重され、お互いに対等な立場であらゆる分野に参画できる社会づくりを進めています。

その中で、本町の男女共同参画においては、性別、年齢、性的指向、性自認など多様性を認め合い、誰もが希望をもって挑戦、参画・活躍できるダイバーシティ社会の実現を目指し、本計画の基本理念を『お互いに尊重し合い　個性と能力を発揮できる　一人ひとりが輝く男女共同参画社会の実現』と定めます。

### 基本理念

**お互いに尊重し合い　個性と能力を発揮できる  
一人ひとりが輝く男女共同参画社会の実現**



## 2 重点目標

基本理念の実現にあたり、次の4つを重点的な基本目標として策定します。

### 基本目標1 男女共同参画社会の実現に向けた意識啓発の促進

固定的な役割分担意識は個人の生き方を**狭め**、個性や能力の発揮を妨げる大きな要因となります。それらを解消していくためには、住民一人ひとりが男女共同参画について正しい認識をもち、その必要性を理解した上で自らの意識を変えていくことが求められます。

そのため、誰もが希望をもって挑戦、参画・活躍できるダイバーシティ社会の実現に向けて、男女共同参画に関する学習機会や情報の提供を行い、男女共同参画への理解や関心を高めるとともに、家庭、職場、学校において男女共同参画意識の向上が図れるように啓発活動を行っていきます。

### 基本目標2 あらゆる分野における男女共同参画の推進

SDGsの目標にも掲げられているジェンダーの平等の実現に向けて、ジェンダーによる差別や暴力、有害な慣行は撤廃・排除されなければならず、家事や育児などの無報酬労働の認識や分担、意思決定への女性の参画がなされなければ、政治的あるいは経済的な平等は提供されません。

そのため、職場、家庭、地域社会等のあらゆる分野において、男女に関わらず、人権が尊重され、自らの意思に基づき個性と能力を十分に発揮できる取組を支援します。

また、男女ともに働きやすい環境整備を進めるとともに、ワーク・ライフ・バランスの実現が図れるよう労働時間の短縮をはじめとする働き方の見直しや柔軟な就労形態、子育てや介護と仕事を両立できる環境の整備等に努めます。

### 基本目標3 誰もが安心して暮らせる社会づくり

重大な人権侵害であるドメスティック・バイオレンス(DV)等に対応するため、DVや各種ハラスメントを許さない社会意識の醸成、相談体制の整備等を行い、安心して暮らせるまちづくりを推進します。

また、あらゆる分野における男女共同参画社会を推進するためには、生涯を通して健康で安心して豊かに暮らせる生活環境を整えることが重要です。生涯に渡り男女の健康を支援するとともに、様々な困難に直面する男女に対し、生活の自立と安定のための支援を行います。

そして、高齢者や障がいのある人、ひとり親家庭、外国人等、生活上の困難に陥りやすい人々に対して、相談事業や福祉サービスを提供し、安心して暮らせる環境整備を進めます。さらに、災害時においては、自ら避難することが困難な方に対して支援できる体制づくりを進めています。

### 基本目標4 計画の推進

男女共同参画のための施策は、多岐にわたっています。その施策を実効性のあるものにしていくためには、あらゆる主体による幅広い施策や取組が必要です。そのため、本町だけでなく国・愛知県と住民・NPO・地域団体等が連携・協働して、各々の施策や取組を進めていくことが重要です。

本町では、庁内関係課との連携を強化し、各種施策に男女共同参画の視点を取り入れができるよう、研修などを通じて職員への意識啓発に努めています。

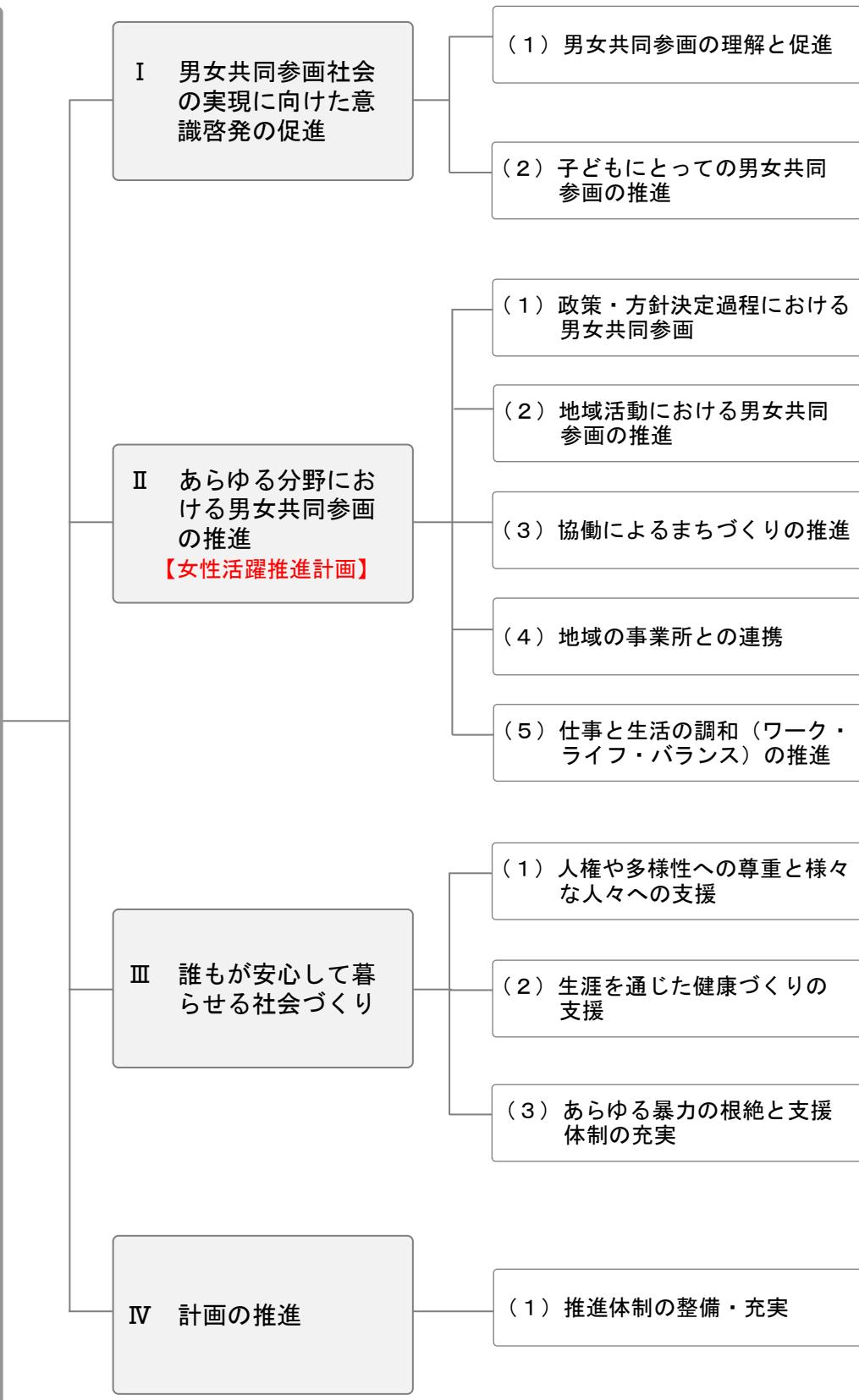
### 3 プランの体系

[ 基本理念 ]

[ 重点目標 ]

[ 基本的施策 ]

お互いに尊重し合い  
個性と能力を発揮できる  
一人ひとりが輝く男女共同参画社会の実現





## 重点目標Ⅰ 男女共同参画社会の実現に向けた意識啓発の促進

### 【アンケート調査結果等の現状】

- ・《「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」という考え方をどのように思いますか》について、「賛成」と「どちらかといえば賛成」をあわせた“賛成”的割合が20.6%、「どちらともいえない」の割合が45.8%、「どちらかといえば反対」と「反対」をあわせた“反対”的割合が32.8%となっています。
- ・《従業員のうち、女性の管理職は何人おられますか》について、「1人」の割合が31.8%と最も高く、次いで「0人」の割合が28.4%、「2人」の割合が18.2%となっています。
- ・『政治の場』『しきたりや習慣』『社会全体』で「男性の方が非常に優遇されている」と「どちらかといえば男性の方が優遇されている」をあわせた“男性の方が優遇されている”的割合が7割程と高くなっています。また、『学校教育の場』で「平等である」の割合が7割程と高くなっています。
- ・《学校において男女平等教育を推進するために学校教育の場でどのようなことが必要だと思いますか》について、「男女の平等と相互の理解や協力についての学習を充実する」の割合が58.8%と最も高く、次いで「進路指導において、男女の別なく能力を生かせるよう配慮する」の割合が53.6%、「教員の男女平等意識が高まるよう研修会を実施する」の割合が30.5%となっています。
- ・《新型コロナウイルス感染拡大の影響で、生活や行動に変化がありましたか》について、変化をしたと答えた方は約7割程で、「友達に会えなくなった」の割合が55.3%と最も高く、次いで「やりたいことができなくなった」の割合が52.1%となっています。

## 【課題】

- ・固定的な性別役割分担意識の解消に向けて、広報・啓発活動、講演会等を行い、男女共同参画を進めることは男性にとっても女性にとっても暮らしやすくなるという理解を深めていくことが必要です。
- ・女性が政策・方針決定の場へ立候補したり、活動をしたりすることができる環境の整備や、政策・方針決定の場へ参画しようとする女性の交流の機会の積極的な提供、人材の育成等が必要です。
- ・新型コロナウイルス感染症の拡大は、より深刻な影響をもたらしており、制度の狭間の問題等を踏まえながら、様々な困難な状況に置かれている方が安心して暮らせる包括的な支援体制の構築が必要です。

## 【基本的施策】

- (1) 男女共同参画の理解と促進
  - (2) 子どもにとっての男女共同参画の推進

## 【成果指標】

成果指標		基準値 (令和3年度)	目標値 (令和13年度)
1	「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」という考え方に対する“反対”的割合	32.8%	
2	「社会全体として」男女平等であると感じる人の割合	17.3%	

## (1) 男女共同参画の理解と促進

誰もが固定的性別役割分担意識にとらわれず、自己肯定感を持ち、地域や社会で活躍できる男女共同参画社会を実現するためには、家庭、学校、地域、職場などの場を通して、子どもの頃から人権尊重や男女の相互理解と協力について学び、男女共同参画の意義に対する理解を深めることが重要です。

また、個人や集団の間に存在している様々な違いや、多様な価値観を認め合うダイバーシティへの理解を促進し、社会のあらゆる分野において、教育・学習・啓発の機会の充実を図ります。

### ① 男女共同参画に関する広報啓発・情報提供

事業	取組の内容	担当課
広報とよやまなどによる啓発活動・情報提供	広報とよやま・ホームページ・C A T Vを中心 に広報・啓発活動を行います。	企画財政課
レインボー・スクールの開催	男女共同参画講座レインボー・スクールの開催を通じて、男女共同参画に関する意識を効果的に啓発します。	企画財政課
インターネットなどによる情報収集	インターネットや情報誌を活用し、国や県、自治体などが発信する情報を収集し、地域に提供します。	企画財政課

### ② 男女共同参画を推進する教育・学習の充実

事業	取組の内容	担当課
レインボー・スクールの開催	男女共同参画講座レインボー・スクールの開催を通じて、男女共同参画に関する意識を効果的に啓発します。	企画財政課
生涯学習講座の開催	子どもから高齢者まで、あらゆる世代の男女が生涯にわたり能力を高めていくことができるよう、それぞれのライフステージにあった学習機会を提供します。	生涯学習課

## (2) 子どもにとっての男女共同参画の推進

性別にとらわれることなく、子どもを伸び伸びとはぐくむ意識を育てるための家庭教育、子育て学習等の機会の充実に努めます。

子どもの頃からそれぞれの個性と能力を十分発揮し、将来を見通して自己形成ができるよう学校における教育を推進します。

男女の固定的な性別役割分担意識を問い直し、人権尊重の理念に基づく男女共同参画についての意識を向上させるため、性別に関わりなく一人ひとりの個性と能力を大切にする生涯学習の充実を図ります。

### ① 家庭教育の支援

事業	取組の内容	担当課
レインボー・スクールの開催	男女共同参画講座レインボー・スクールの開催を通じて、男女共同参画に関する意識を効果的に啓発します。	企画財政課
家庭教育講演会の開催	家庭教育に対する関心や意識を高めるため、育児や生活をテーマにした講演会や教室を開催します。	生涯学習課
赤ちゃん広場・乳幼児学級の開催	乳児とその保護者を対象に子育てに関する講演を行います。育児仲間づくりの支援や相談しやすい環境づくりに努めます。	保健センター 生涯学習課
ニューファミリー教室の開催	妊娠・出産に関する知識の普及啓発を行うとともに仲間づくりの支援を行います。	保健センター
家庭児童相談の実施	愛知県福祉事務所より家庭児童相談員の派遣を受け、家庭児童相談を実施します。	福祉課
家庭教育相談の実施	育児相談など子育てや家庭教育について悩みを持つ親が気軽に相談できる体制を充実させ、子育てや家庭教育に関する環境づくりを進めます。	生涯学習課
ふれあいひろばの開催	土曜日の居場所づくりとして、地域のボランティア指導者の協力のもと、子どもたちの様々な活動を支援します。子どもに限らず、その保護者なども参加できる多世代型として家族及び多世代でのふれあいの場となるよう推進します。	生涯学習課
おはなし会・読書会の開催	地域サークルの読み聞かせグループが、児童館や小学校に定期的に訪問し、紙芝居や人形劇や絵本の読み聞かせを行うことを通じて読書の必要性を啓発します。	生涯学習課

事業	取組の内容	担当課
子育て相談の実施	福祉課窓口、児童センター・児童館や保育園、ファミリー・サポート・センターなどにおいて、子育て支援に関する情報の集約・提供、相談・助言等を実施します。	福祉課

## ② 学校教育における男女共同参画の推進

事業	取組の内容	担当課
人権教育・男女共同参画教育・性教育の実施	低学年も含めた児童や生徒に対して、個性を尊重し、能力を引き出し伸ばすだけではなく、互いの人権を尊重する教育を推進するとともに、男女の性の違いやDVについてなど、成長に応じた教育を行います。	学校教育課
職場体験の実施	性別に関わらず、等しく職場体験をすることを通じ、職業における男女共同参画の意識を育てます。	学校教育課
制服の見直し	制服を見直し、生徒の服装の選択肢を広げることで、個性の尊重や性別への固定的なとらえ方の解消を図り、人権意識を育成します。	学校教育課

## 町民・地域の役割



### 町民の役割

- ・広報紙やホームページなどの行政情報に関心をもちましょう。
- ・男女ともに、知識や能力を高められるよう、学習会などに参加しましょう。
- ・日ごろから、家庭や周囲と男女共同参画について話し合う機会をもちましょう。
- ・性別によって役割を固定する考え方をやめましょう。



### 地域の役割

- ・自治会などの地域活動で、「男だから、女だから」という意識にとらわれないよう心がけましょう。
- ・地域活動や団体活動において、男女双方の意見を取り入れるようにしましょう。

## 重点目標Ⅱ あらゆる分野における男女共同参画の推進

### 【女性活躍推進計画】

#### 【アンケート調査結果等の現状】

- ・《女性が仕事を持つことについてどう思いますか》について、「子どもができても、ずっと仕事を続ける方がよい」の割合が38.2%と最も高く、次いで「子どもができたら仕事をやめ、大きくなったら再び仕事を持つ方がよい」の割合が32.8%となっています。
- ・《あなたは、女性が出産後なども離職せずに働き続けるために、家庭・社会・職場において必要なことは何だと思いますか》について、「子どもを預けられる環境の整備（保育所や学童クラブなど）」の割合が77.3%と最も高く、次いで「男性が家事・育児・介護をすることへの理解・意識改革」の割合が51.5%、「職場における育児・介護との両立支援制度の充実」の割合が49.0%となっています。
- ・《男性が育児や介護で休みをとることについて、どのように思いますか》について、「どちらかというと、とったほうがよい」の割合が42.6%と最も高く、次いで「積極的にとったほうがよい」の割合が40.5%となっています。また、「積極的にとったほうがよい」、「どちらかというと、とったほうがよい」と回答した方にそう思われる理由を聞いたところ、「女性が働きやすい環境につながるから」の割合が46.1%と最も高く、次いで「男女共同参画意識の向上が図れるから」の割合が44.0%、「子どもに良い影響を与えるから」の割合が38.2%となっています。
- ・《今後、男性が女性とともに家事、子育て、介護、地域活動に積極的に参加していくためには、どのようなことが必要だと思いますか》について「夫婦や家族間でのコミュニケーションをよくする」の割合が59.6%と最も高く、次いで「男性が育児休暇、介護休暇などの休暇を取得しやすい環境をつくる」の割合が54.4%、「子どもの頃から、男女の区別なく家庭生活や地域活動を行う必要性を教える」の割合が51.8%となっています。

## 【課題】

- ・女性が仕事を持つことについて、「子どもができても、ずっと仕事を続ける方がよい」が約4割、「子どもができたら仕事をやめ、大きくなったら再び仕事を持つ方がよい」が約3割となっています。女性のキャリア形成を支援することや、継続就労に役立つ子育て支援施策や働く上で必要な労働法等の情報提供を行うことはとても重要です。
- ・ライフイベントに対応した多様で柔軟な働き方の実現に向けた環境づくりや長時間労働の削減や生産性の向上を推進する取組が必要です。
- ・男女が共に地域活動に参画し、地域ぐるみで活性化を図ることが必要です。

## 【基本的施策】

- (1) 政策・方針決定過程における男女共同参画
- (2) 地域活動における男女共同参画の推進
- (3) 協働によるまちづくりの推進
- (4) 地域の事業所との連携
- (5) 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

## 【成果指標】

成果指標		基準値 (令和3年度)	目標値 (令和13年度)
1	町の審議会等委員に占める女性の割合	36.4%	
2	町役場の女性の管理職（課長以上）の割合	18.2%	
3	保育所待機児童数	0人	
4	放課後児童クラブ待機児童数	0人	
5	女性（25～44歳）の労働力率	73.9% <small>（平成27年国勢調査）</small>	

## (1) 政策・方針決定過程における男女共同参画

あらゆる分野における政策・方針決定過程への女性の参画の拡大に向け、町が率先して審議会や行政委員会等の委員への女性の選任に取り組むとともに、町の女性職員については、管理職等への積極的な登用に取り組みます。

### ① 町の審議会等委員への女性の登用推進

事業	取組の内容	担当課
審議会などへの女性委員の登用	審議会などへの女性委員の登用率を今後も高い水準で維持できるよう努めます。また、年齢性別を問わず幅広い人材が審議会委員として町政に参画できるよう各担当部署へ啓発します。	企画財政課

### ② 町の管理職などへの女性の登用推進

事業	取組の内容	担当課
管理職などへの女性職員の登用	管理職への登用は、性別を問わず能力によるものとし、管理職にふさわしい人材育成に努めるとともに、女性の登用を推進します。	総務課

### ③ 女性の人材育成・能力開発

事業	取組の内容	担当課
県などの研修会への参加	県研修センターが実施する、女性職員キャリアアップ研修等への参加を促進します。	総務課

## (2) 地域活動における男女共同参画の推進

自治会、PTA等の地域活動の場において、方針決定の場における女性の登用が進むよう、地域のあらゆる場において、啓発や情報提供を行い、固定的性別役割分担意識の解消を図り、多様な人材が主体的に地域活動や社会貢献活動に参画できる環境づくりを進めます。

### ① 地域におけるリーダーの育成

事業	取組の内容	担当課
コミュニティ参加啓発事業・地域委員の立ち上げ	地域におけるリーダーを育成するため、コミュニティ活動に対する支援を行います。	総務課
町民討議会議の開催	幅広い年代から新たなまちづくりの担い手を発掘するため、町民討議会議を開催します。	企画財政課
生涯学習ボランティアの養成	新たな指導者や指導補助者として活躍できるよう、指導者、指導補助者、運営に携わる人など生涯学習ボランティアに関われる人材の発掘・養成・活用を図ります。	生涯学習課

### ② 地域における男女共同参画の取組みへの支援

事業	取組の内容	担当課
女性行政施策の促進を図る団体やグループへの補助・支援	男女共同参画の意識を定着させるため、男女共同参画社会の実現を目指して積極的に活動している団体やグループに対し、補助や支援を行います。	企画財政課

### ③ 高齢者の地域活動への参画支援

事業	取組の内容	担当課
高齢者の社会参画を推進する団体への補助・支援	高齢者がこれまでに培ってきた能力を活かし、退職後も地域社会に貢献するとともに、生きがいを持てるよう、地域活動や就労機会の提供を行う団体に対し、補助や支援を行います。	保険課
コミュニティ参加啓発事業・コミュニティ拠点充実事業	高齢者が地域に関わるきっかけをつくるため、コミュニティ活動やボランティア活動に対して、支援・協力をしています。	総務課
ボランティア活動の充実と連携の強化	高齢者がこれまでに培ってきた能力を活かし、退職後も地域社会に貢献するとともに、生きがいを持てるよう、ボランティア活動の機会の提供を行います。	保険課 地域包括支援センター
社会福祉協議会との連携	社会福祉協議会と連携し、コミュニティ活動やボランティア活動に対して支援・協力を行います。	保険課 地域包括支援センター

### (3) 協働によるまちづくりの推進

女性と男性のニーズの違いや、性的指向・性自認に配慮した避難所運営や避難所運営マニュアルの作成に努めるとともに、自主防災組織や消防団員等の防災活動への女性の参画を促し、平常時からの男女共同参画の視点を取り入れた防災・復興対策に取り組みます。また復興対策において、障がい者、高齢者、女性等の意見が反映されるよう環境整備に努めます。

また、地域におけるリーダーの育成のためのコミュニティ支援や官学が連携した協働のまちづくりを推進していきます。

#### ① 大学、企業、NPO、地域団体などとの連携・協働の推進

事業	取組の内容	担当課
コミュニティ参加啓発事業・コミュニティ拠点充実事業・地域と行政をつなぐ職員の育成	コミュニティの活性化を図るため、町民や企業、団体が一緒に活動する場を設けます。	総務課
町民討議会議の開催	幅広い年代から新たなまちづくりの担い手を発掘するため、町民討議会議を開催します。	企画財政課
官学連携の推進	協働のまちづくり指針に基づき、大学・企業・NPO・地域団体などと連携を図り、積極的に情報交換を行います。	企画財政課
関係団体・機関との連携による講座の開設	生涯学習団体や大学などの連携を図り、新たな講座の開催を推進します。	生涯学習課

#### ② 防災活動における女性の参画の推進

事業	取組の内容	担当課
消防団や自主防災組織、赤十字奉仕団への女性参画の推進	被災時には、男女の身体的・生理的な違いにより、男女双方の視点からの配慮が必要であるため、消防団や自主防災組織、赤十字奉仕団への女性の積極的な参画を推進します。	防災安全課

#### ③ 男女共同参画の視点による防災対策の促進

事業	取組の内容	担当課
避難所運営における女性の参画の推進	男女のニーズの違い、男女双方の視点に配慮するよう努めます。特に、女性専用の物干し竿等、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布など、女性や子育て家庭に配慮した避難所の運営に努めます。	防災安全課
男女共同参画の視点による防災訓練の実施	男女共同参画の視点による防災訓練を実施し、防災対策に生かします。	防災安全課

## (4) 地域の事業所との連携

事業所に対し、男女雇用機会均等法や育児・介護休業法、女性活躍推進法の趣旨や内容について周知・啓発を図り、男女間の賃金格差、昇進・昇格の格差の是正等について事業所等に働きかけ、性別にかかわりなく、働きやすく、能力を発揮できる職場環境づくりを促進します。

### ① 商工会・地域の事業者との連携と啓発

事業	取組の内容	担当課
地域の事業者への啓発	町内の事業所に対して、雇用に関する法令・制度を周知するため、通知文の送付や商工会への働きかけなど、積極的に広報・啓発を行います。	企画財政課
商工会との連携	町内の事業所に対して、雇用に関する法令・制度を周知するため、通知文の送付や商工会への働きかけなど、積極的に広報・啓発を行います。	まちづくり 推進課

### ② 非正規労働者や女性の雇用環境の整備・就業支援

事業	取組の内容	担当課
商工会との連携	町内の事業所に対して、雇用に関する法令・制度を周知するため、通知文の送付や商工会への働きかけなど、積極的に広報・啓発を行います。	まちづくり 推進課

### ③ 女性の再就職・再雇用の支援

事業	取組の内容	担当課
商工会との連携	町内の事業所に対して、雇用に関する法令・制度を周知するため、通知文の送付や商工会への働きかけなど、積極的に広報・啓発を行います。	まちづくり 推進課

### ④ 女性の職業能力開発・向上のための支援

事業	取組の内容	担当課
商工会との連携	町内の事業所に対して、雇用に関する法令・制度を周知するため、通知文の送付や商工会への働きかけなど、積極的に広報・啓発を行います。	まちづくり 推進課

### ⑤ テレワーク等の多様な働き方の推進

事業	取組の内容	担当課
多様な働き方の推進	働きやすい職場づくりのため、育児・介護を始め、多様な働き方を選択できる制度を導入します。	総務課
商工会との連携	町内の事業所に対して、雇用に関する法令・制度を周知するため、通知文の送付や商工会への働きかけなど、積極的に広報・啓発を行います。	まちづくり 推進課

## (5) 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

長時間労働の削減や労働生産性の向上など働き方改革を進めることや、男性の育児休業の取得促進、ライフスタイルに対応した多様で柔軟な働き方の導入の重要性等について関係機関と連携して周知するとともに、労働基準法、育児・介護休業法に基づく制度の定着と活用を促進するため、企業等におけるワーク・ライフ・バランスを実現するための取り組みが推進されるよう支援を行います。

### ① 職場における仕事と家庭の両立支援の促進

事業	取組の内容	担当課
育児休業・介護休業の取得推進	仕事と家庭の両立を支援するため、事業所に対して男性の育児休業や介護休業の取得を促します。	企画財政課
はぐみんカードの利用促進	町内事業所に対して、啓発活動を進め、子育て家庭を応援するはぐみんカードへの参加協力を求めます。	福祉課

### ② 多様なニーズに対応した保育サービスの充実

事業	取組の内容	担当課
保育園運営事業	多様な働き方に応じた保育ニーズに応えるため、一時的保育や長時間保育を始めとする保育サービスを実施します。	福祉課
ファミリー・サポート・センター事業	地域の住民が互いに子育てを助けあう、ファミリー・サポート・センター事業を推進し、地域全体で子育てをするという意識を醸成します。	福祉課
子育て相談の実施	福祉課窓口、児童センター・児童館や保育園、ファミリー・サポート・センターなどにおいて、子育て支援に関する情報の集約・提供、相談・助言等を実施します。	福祉課
保育特別対策事業	年度当初の待機児童ゼロを維持していきます。年度途中の3歳未満児の保育ニーズへの対応、病児・病後児保育など多様な保育サービスの充実、老朽化した施設対応、オンラインによる手続きの導入などを検討していきます。	福祉課
放課後児童の居場所づくり	放課後児童クラブと放課後子ども教室の効果的・効率的な運用を図り、放課後児童の居場所づくりを推進します。	福祉課 生涯学習課

### ③ 介護支援の充実

事業	取組の内容	担当課
介護休業の取得推進	仕事と家庭の両立を支援するため、介護休業の取得を推進します。府内においては、家族の介護を行う職員が生じた場合、所属長から休暇・休業制度の案内を行います。	総務課
家族介護者に対する相談窓口の普及・啓発	要介護高齢者を介護する家族からの相談に積極的に応じ、各種支援を行います。	保険課 地域包括支援センター

### ④ 男性が家庭・地域社会に参画しやすい職場環境づくりの推進

事業	取組の内容	担当課
商工会との連携	愛知県やハローワークから非正規労働者や女性の雇用安定に関する情報が入り次第、商工会に対し、情報共有を図ります。	まちづくり 推進課
育児休業・介護休業の取得推進	仕事と家庭の両立を支援するため、男性の育児休業や介護休業の取得を推進します。	総務課

### ⑤ 男性の育児参画の支援

事業	取組の内容	担当課
家庭教育講演会の開催	家庭教育に対する关心や意識を高めるため、育児や生活をテーマにした講演会や教室を開催し、男性の参加を促します。	生涯学習課
あかちゃん広場・乳幼児学級の開催	乳児とその保護者を対象に子育てに関する講演を行います。育児仲間づくりの支援や相談しやすい環境づくりに努めます。	福祉課 保健センター 生涯学習課
ニューファミリー教室の開催	妊娠・出産に関する知識の普及啓発を行うとともに仲間づくりの支援を行います。	保健センター
男性の家事・育児参画への啓発	男性の家事・育児への参画を促進するための啓発を行います。	福祉課
育児休業の取得推進	仕事と家庭の両立を支援するため、育児休業の取得を推進します。府内においては、子の出生があった職員に対し、所属長から休暇・休業制度の案内を行います。	総務課

## 町民・地域・企業の役割



### 町民の役割

- ・男性も、家事や育児・介護などに積極的に参加しましょう。
- ・不安や悩みがあれば周りの仲間や相談窓口へ相談し、支援が必要な時には遠慮せずに頼みましょう。
- ・子育てや介護に関する支援制度についての情報を集め、積極的に活用しましょう。
- ・男女がともに仕事と家庭のバランスのとれた生活が送れるよう、家族間の共通認識を持つため、家庭内で話し合いましょう。
- ・就業規則などを確認し、働く場での条件、権利、義務を理解しましょう。
- ・ポジティブ・アクションについて学び、理解を深めましょう。
- ・雇用、待遇上の問題やハラスメントなど、さまざまな問題の相談窓口の情報を把握し、困ったことがあれば速やかに相談しましょう。



### 地域の役割

- ・地域で積極的な交流を図り、お互いに顔の見える関係づくりを進めましょう。
- ・地域活動や団体活動において、誰もが参加しやすい曜日、時間の開催に努めましょう。
- ・地域活動団体などにおける会長や役員などの選出について、性別が偏らないような人員の配置に努めましょう。
- ・地域活動や団体活動において、男女双方の意見を取り入れるようにしましょう。



### 企業の役割

- ・従業員の作業内容や業務の分担において、むだや偏りがないか見直しましょう。
- ・管理職から率先して、早く帰りやすい雰囲気をつくりましょう。
- ・就業時間中に一旦職場を抜ける「中抜け」など、子育てや介護と就業が両立できる仕組みの導入を検討しましょう。
- ・女性の活躍に関する情報を積極的に公表しましょう。
- ・募集、採用、昇進、給与などにおいて、性別を理由とした格差や差別をなくしましょう。
- ・テレワークを積極的に導入し、柔軟な勤務形態についても検討しましょう。
- ・ハラスメントの内容について経営者・管理者が理解し、防止対策に努めましょう。

## 【重点目標Ⅲ 誰もが安心して暮らせる社会づくり】

### 【アンケート調査結果等の現状】

- ・《あなたの家庭では、それぞれの項目について、主に誰が行っていますか》について、すべての項目で、「主として妻」が最も高くなっています。『B. 家のまわりの掃除』『G. ごみ出し』『K. 町内会行事などへの参加』で他の項目と比べて、「主として夫」の割合が高くなっている。また、『E. 食事のしたく』で「主として妻」の割合が高くなっています。
- ・《学校において男女平等教育を推進するために学校教育の場でどのようなことが必要だと思いますか》について、男女の平等と相互の理解や協力についての学習を充実する」の割合が58.8%と最も高く、次いで「進路指導において、男女の別なく能力を生かせるよう配慮する」の割合が53.6%、「教員の男女平等意識が高まるよう研修会を実施する」の割合が30.5%となっています。
- ・《これまでに、あなたの配偶者や交際相手から、次のような行為を受けた経験がありますか》について、「大声でどなられたり、暴言を吐かれたりした」の割合が8.1%と最も高くなっています。DVの経験がある女性が約2割、男性が約1割となっています。
- ・《これまでに配偶者や交際相手から受けた行為について、だれかに打ち明けたり、相談したりしましたか》について、「家族に相談した」の割合が77.3%と最も高く、次いで「友人・知人に相談した」の割合が40.9%、「行政機関に相談した」、「弁護士に相談した」の割合が23.9%となっています。

## 【課題】

- ・DVの経験がある女性が約2割、男性が約1割。DVが絶対に許されない行為であることを広く周知し、あらゆる暴力の根絶に向けて取り組むことが必要です。
- ・誰にも相談しなかった人が約1割となっています。被害者が安全に安心して相談できる体制の充実を図るとともに、被害を受けた場合は、自分の被害を過小に評価することなく相談できるよう、相談窓口の周知啓発が必要です。
- ・生涯を通じて自分らしく充実した生活を送るために、健康課題について正しい知識を持ち、健康づくりに取り組むことが必要です。

## 【基本的施策】

- (1) 人権や多様性への尊重と様々な人々への支援
  - (2) 生涯を通じた健康づくりの支援
  - (3) あらゆる暴力の根絶と支援体制の充実

## 【成果指標】

成果指標		基準値 (令和3年度)	目標値 (令和13年度)
1	子宮頸がん検診受診率	18.5%	
2	乳がん検診受診率	19.5%	
3	DVに関する相談窓口の認知度	69.2%	

## (1) 人権や多様性への尊重と様々な人々への支援

高齢者や障がい者、ひとり親家庭等、様々な困難を抱える人々が、社会を支える重要な一員として、安心して暮らすことのできる環境の整備に取り組むとともに、住民の理解を深めるために啓発等に取り組みます。

最近では、LGBTなど、性的少数者についての社会的認知が進みつつあり、これらの人々への理解がこれまで以上に求められています。男女共同参画はもとより人権の観点からも、誰もが自らのSOGIを尊重され、異なる価値観を互いに認め合い、自分らしく生きることのできる社会とするため、性的少数者への理解促進に向けた取組が重要になっています。

また、外国人が安心して暮らすことができるよう、情報提供や学習機会の充実を図るとともに、外国人の地域活動への参画促進等に努め、多文化共生意識の高揚を図り、多様性を認め合う社会の形成に取り組みます。

### ① 障がい者の自立した生活に対する支援

事業	取組の内容	担当課
施設のバリアフリー化の実施	障がい者が、安心して暮らすことができるまちづくりを推進するため、町施設のバリアフリー化をはじめ、障がい者が自立した生活が送れるよう、各種支援を行います。	総務課 建設課 生涯学習課
身体障がい者等相談の実施	身体障害者相談員による身体障がい者相談、知的障害者相談員による相談を実施します。	福祉課
ひまわり園の運営・福祉作業所の運営補助	障がい者の自立に必要な指導を行う福祉作業所や、心身障がい児の自主性と社会性を高めるための親子通園施設など、雇用・支援の場を提供します。また、施設名について、性別等にとらわれない名称への変更を検討します。	福祉課
社会福祉協議会との連携	社会福祉協議会と連携し、コミュニティ活動やボランティア活動に対して支援・協力を行います。	福祉課

※LGBT：女性同性愛者（レズビアン）、男性同性愛者（ゲイ）、両性愛者（バイセクシャル）、心と体の性の不一致（トランスジェンダー）の頭文字からなる言葉で、性的少数者の総称のひとつ。

※SOGI：「SO」が性的指向（セクシュアルオリエンテーション）、「GI」が性自認（ジェンダー・アイデンティティ）の略。人権の視点から、あらゆる形の性的指向や性自認のあり方を守るために近年用いられている言葉。

## ② 母子・父子世帯の自立した生活に対する支援

事業	取組の内容	担当課
母子家庭自立支援・就業相談の実施	ひとり親世帯の生活安定と、子どもの健全な成長のため、経済的な自立、家庭機能の充実を促進する支援を行います。	福祉課
母子寡婦福祉協議会への支援	母子寡婦福祉協議会の補助を実施します。	福祉課
児童生徒援助事業	ひとり親世帯に対し、就学援助費を支給し、学用品費、通学用品費、学校給食費等の費用を援助します。	学校教育課

## ③ 高齢者の自立した生活に対する支援

事業	取組の内容	担当課
ボランティア活動の充実と連携の強化	高齢者がこれまでに培ってきた能力を活かし、退職後も地域社会に貢献するとともに、生きがいを持てるよう、ボランティア活動の機会の提供を行います。	地域包括支援センター
施設のバリアフリー化の実施	高齢者が、安心して暮らすことができるまちづくりを推進するため、町施設のバリアフリー化をはじめ、高齢者が自立した生活を送れるよう、各種支援を行います。	総務課 建設課
地域支え合い体制づくりの推進	住民の声を聴き取りながら町の特性に応じた地域支え合い体制のあり方について検討し、実現を目指します。	地域包括支援センター
認知症サポーター養成講座の開催	認知症になっても住み慣れた地域で自分らしい生活を続けられるよう、認知症に関する正しい知識と理解の普及を図ります。	地域包括支援センター
社会福祉協議会との連携	社会福祉協議会と連携し、コミュニティ活動やボランティア活動に対して支援・協力を行います。	地域包括支援センター

#### ④ 外国人の自立した生活に対する支援

事業	取組の内容	担当課
外国人住民懇談会の開催	外国人住民懇談会を開催し、在住外国人と地域住民との国籍や文化を超えた交流の実施を図ります。	企画財政課

#### ⑤ 男女共同参画の視点による避難所の環境整備の推進

事業	取組の内容	担当課
避難所の施設整備の推進	高齢者、障がい者、妊産婦、特別な配慮が必要な方のために、専用スペースの確保、車いす利用者や高齢者等が安全で円滑に利用できるよう、施設のバリアフリー化や多目的トイレなどの設備の整備に努めます。	総務課 防災安全課 建設課
福祉避難所の整備の推進	要配慮者が安心して避難所生活を送れるよう、福祉避難所の資機材の整備を推進します。	総務課 防災安全課 建設課
備蓄品・備蓄食料の充実	乳幼児、女性等に配慮し、紙おむつや生理用品の備蓄を進めるとともに、高齢者、乳幼児等に対しても、雑炊、おじや、粉ミルク等の食品を供給できるよう備蓄品・備蓄食料の充実化を図ります。	防災安全課

#### ⑥ 性的指向・性自認等の多様性に対する理解促進と支援

事業	取組の内容	担当課
パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度の導入	誰もが大切なパートナーや家族と共にその人らしく人生を歩んでいけるよう、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度を導入します。	企画財政課
保育園における理解促進と支援	保育園において、園児の性的指向・性自認等の多様性に配慮した活動を実施する。	福祉課
人権擁護事業	人権啓発活動の一環として、性的少数者、性自認に関する問題について、パネル展等を開催し啓発に取り組みます。	福祉課

## ⑦ 様々な困難に対する支援

事業	取組の内容	担当課
よろず相談（人権相談）の実施	仕事や経済的な悩みを抱えた方が、心身ともに健康的な生活を送ることができるよう、人権擁護委員や民生委員が各種相談業務を行います。また、広報とよやまにおいても、国や県が主催する、各種相談窓口について積極的にお知らせします。	福祉課
いのちの電話による相談	「いのちの電話」「名古屋いのちの電話」による相談を実施していきます。	福祉課
心配ごと相談の実施	民生委員による心配ごと相談を行います。	福祉課

## (2) 生涯を通じた健康づくりの支援

住民が生涯にわたり健康を保持できるよう、心や体の健康に関する様々な情報提供・健康相談事業を実施し、ライフステージや性差に応じた主体的な健康づくりへの取り組みを支援します。

女性一人ひとりがライフデザインやキャリアデザインを描く中で、健康を守りながら妊娠・出産を実現するなど様々な生き方を、女性自身が自由に決められるよう、性と生殖に関する健康・権利を啓発するとともに、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない健康支援を行います。

### ① 健康づくりの支援

事業	取組の内容	担当課
健康・福祉フェスティバルの開催	あらゆる世代の方たちが健康や地域福祉について楽しみながら学ぶ機会として、またボランティアの活動にもふれる機会として、健康・福祉フェスティバルを開催します。	福祉課 保健センター
食生活改善活動ボランティアによる支援	食生活改善活動ボランティアを中心に、食育についての啓発普及を図り、健全な食生活のあり方を広めます。	保健センター
健康増進事業	健康づくりや健康管理に取り組めるよう、健康づくりに関する教室や各種健康診断などを実施します。女性に特有な疾病の普及・啓発を行います。	保健センター
介護予防事業	高齢者が要介護状態となることの予防を目的に、介護予防教室や住民主体サロン活動支援、講演会等を実施します。	地域包括支援センター
生涯学習講座の開催	子どもから高齢者まで、あらゆる世代の男女が生涯にわたり能力を高めていくことができるよう、それぞれのライフステージにあった学習機会を提供します。	生涯学習課
総合型地域スポーツ・文化クラブ運営事業	「いつでも、どこでも、だれでも」スポーツ・文化に親しみ、楽しめるプログラムの充実を図り、地域の活性化、地域のコミュニティづくりに努めます。	生涯学習課

## ② 性教育の推進

事業	取組の内容	担当課
学校における性教育	低学年の児童も含め、子どもたちがエイズや性感染症、妊娠や中絶など、男女の性に関する正しい知識と理解を身につけるため、適切な性教育を推進します。	学校教育課

## ③ 妊婦・出産への支援・不妊治療対策の推進

事業	取組の内容	担当課
母子保健事業	妊娠・出産に関する正しい知識の普及を推進するとともに、健康診査などを実施します。また、妊娠を希望しながらも、不妊に悩む男女への支援も行います。	保健センター

### (3) あらゆる暴力の根絶と支援体制の充実

関係機関と連携し、DVは児童虐待も含む重大な人権侵害であるという認識を高め、若年層をはじめとした幅広い世代に対して正しい知識と理解を深めるための教育、広報や啓発活動を推進します。

性犯罪・性暴力の根絶に向けて、被害者にも加害者にもならないための教育・啓発活動をはじめとした暴力を容認しない社会環境の整備を促進します。

また、職場や教育現場におけるセクシュアル・ハラスメントやマタニティ・ハラスメント等を防止するため、相談窓口の周知や対応策の情報提供、企業や住民に対する啓発活動を進めます。

#### ① DVやセクシュアル・ハラスメント防止と支援体制の充実

事業	取組の内容	担当課
女性相談の実施	関係各課と連携し、相談業務の充実に努めます。	福祉課
DV対策の実施	DVが起きないような、また、万が一発生しても、ごく初期において解決できるような支援体制を整えます。	福祉課 保険課
セクシュアル・ハラスメントの防止	セクシュアル・ハラスメントの防止に対する意識を高めます。	総務課 学校教育課

#### ② 子どもを暴力から守る

事業	取組の内容	担当課
子ども家庭総合支援拠点を中心とした児童虐待の防止	福祉・保健・学校教育などの担当各課が情報を共有し、連携を図ることで、児童虐待の防止・早期発見と対応・解決に努めます。	福祉課 保健センター 学校教育課
人権教育	小中学校に教育相談員（スクールカウンセラー）を配置し、相談・カウンセリングを行います。	福祉課 学校教育課

#### ③ 高齢者・障がい者を虐待から守る

事業	取組の内容	担当課
高齢者・障害者虐待防止ネットワーク会議	高齢者及び障がい者虐待の早期発見、早期対応及び発生防止の体制づくりを行います。	福祉課 保険課

#### ④ 性犯罪などの犯罪への対策の推進

事業	取組の内容	担当課
D V 対策の実施	D V が絶対許されない行為であることを広く周知し、暴力根絶に向けて取り組みます。	福祉課
学校における性教育	低学年の児童も含め、子どもたちがS N S を通じた性犯罪等に巻き込まれないよう、自分の身を自分で守れるような性教育を推進します。	学校教育課

#### ⑤ 若年層に向けた啓発

事業	取組の内容	担当課
学校における性教育	低学年の児童も含め、子どもたちが男女の性に関する正しい知識を身につけるための適切な性教育が推進できるよう、教職員に情報提供をします。	学校教育課
保育園における啓発	保育園において、幼児に対する性教育について研究し、実施について検討します。	福祉課
青少年育成会議による啓発	青少年育成会議による巡回指導や合同街頭指導において若年層に向け啓発活動の実施に努めます。	生涯学習課

## 町民・地域・企業の役割



### 町民の役割

- ・DVやハラスメントについての正しい情報を積極的に収集し、暴力は重大な人権侵害であるという認識をもちましょう。
- ・暴力を発見した場合は見て見ぬふりをせず、被害者に対する相談窓口の紹介や、関係機関に情報を伝えましょう。
- ・多様な性のあり方があることを知り、偏見や差別をなくしましょう。
- ・自分や家族の健康について関心をもちましょう。
- ・各種検診を積極的に受診するようにしましょう。気になる症状があれば、早めに医療機関を受診し、早期発見・早期治療を心がけましょう。
- ・日常的な運動習慣を身につけましょう。



### 地域の役割

- ・地域で積極的な交流を図り、お互いに顔の見える関係づくりを進めましょう。
- ・性別やジェンダーに基づく偏見や差別などの人権侵害や犯罪を許さない意識啓発など、自治会等での広報に協力しましょう。
- ・地域のみんなで健康づくりに取り組みましょう。



### 企業の役割

- ・DVやハラスメントに関する意識啓発や研修会を実施しましょう。
- ・従業員や顧客に被害が疑われる場合、相談窓口等を紹介できるようにしましょう。
- ・職場において、健康診査の受診を呼びかけましょう。
- ・従業員の心の健康に配慮しましょう。

## 重点目標IV 計画の推進

### 【課題】

- ・プランの進行管理を適切に実施していくため、関係部署の連絡調整の場として開催を継続していくことが必要です。
- ・性別を問わず町・県や民間団体の研修等へ職員の参加を促し、様々な立場の方と交流するきっかけをつくっていくことが必要です。

### 【基本的施策】

#### (1) 推進体制の整備・充実

#### (1) 推進体制の整備・充実

男女共同参画に関する施策は、町政のあらゆる分野にわたっています。より効果的に施策を進めていくため、庁内の連携を強化するとともに、職員の専門性の向上を図るために研修を開催し、人権意識の高揚と、職員の資質向上に取り組んでいきます。

##### ① 男女共同参画の推進体制の強化

事業	取組の内容	担当課
ヒアリングによる 計画の進行管理	男女共同参画社会計画の事業実績、目標値の状況について関係部署と定期的に確認、取組の見直し等をすることで、計画の全庁的な進行管理を行います。	企画財政課
県などの研修会への参加	男女共同参画の視点を活かした豊かなまちづくりを推進していくため、研修への参加・実施を推進します。	企画財政課
職員研修の実施	男女共同参画の視点を活かした豊かなまちづくりを推進していくため、研修への参加・実施を推進します。	総務課